

も く じ

手 帳

身体障害者手帳	(4)
療育手帳	(5)
精神障害者保健福祉手帳	(6)
難病患者等	(7)

医 療

福祉医療費支給制度	(1 1)
自立支援医療費（更生医療・育成医療・精神通院医療）	(1 2)

障害福祉サービス

障害福祉サービス費の支給	(1 3)
--------------	---------

補装具・日常生活用具

補装具費の支給	(1 8)
補装具の種目	(2 1)
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	(2 4)
日常生活用具の給付	(2 5)
日常生活用具給付品目	(2 6)
人工内耳体外機給付事業	(3 5)

地域生活支援事業

地域活動支援センター、相談支援事業、移動支援事業	(3 6)
通学支援事業、日中一時支援事業	(3 7)
意思疎通支援事業（手話通訳・要約筆記奉仕員等の派遣）	(3 8)
視覚障害者生活訓練事業	(3 8)
声の広報発行事業	(3 8)
自動車運転免許取得費の助成、自動車改造費の助成	(3 9)

年金と手当

障害基礎年金	(4 0)
特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当	(4 1)
児童扶養手当	(4 2)
特別児童扶養手当	(4 3)
心身障害者扶養共済制度	(4 4)

公共料金などの割引、優遇制度

バス運賃・タクシー料金、障害者福祉タクシー助成事業	(45)
島原鉄道	(47)
JR運賃、航空運賃	(48)
有料道路料金	(49)
パーキングパーミット制度	(50)
駐車禁止除外措置、身体障害者標識	(51)
NHK放送受信料	(52)
携帯電話基本料金使用料等	(53)

税の控除や減免

所得税・市民税・県民税・相続税、贈与税	(54)
自動車取得税・自動車税・軽自動車税	(55)

資金の貸付

生活福祉資金貸付制度	(57)
福祉資金貸付事業	(58)

雇用促進

雇用促進・雲仙市職場体験促進助成制度	(59)
--------------------	------

福祉施設

障害福祉サービス事業所	(60)
児童（障害児）福祉施設等	(69)

関係団体

社会福祉協議会、障がい者福祉団体、障がい者ボランティア団体	(74)
-------------------------------	------

保健福祉の総合相談

民生委員・児童委員	(75)
身体障害者相談員	(75)
・知的障害者相談員	(76)

官公庁等の相談窓口

社会福祉全般に関する相談	(77)
国民健康保険・国民年金に関する相談	(77)

保健福祉全般に関する相談	(77)
税の控除や減免に関する相談・問い合わせ	(78)
視覚・聴覚に障がいがある方の相談	(78)
就労に関する相談	(78)
こども・女性・障害者に関する相談	(79)
障がいに関する相談	(79)

関係資料

転居の際の市役所での手続き一覧	(80)
障がい者福祉団体への加入について	(81)

手 帳

身体障害者手帳

身体障害者手帳の交付を受けられる方は、身体の視覚（目）、聴覚・平衡（耳）、音声・言語（のど）、肢体（手・足）、心臓、呼吸器（肺）、腎臓、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫の機能に障がいがある方で、県知事の認定を受けた方です。

障がいの程度・等級（1級～6級）を認定し、各種の援助やその他の援護措置（税の減免、運賃の割引等）を受けるために必要な証明書の役割をもっています。

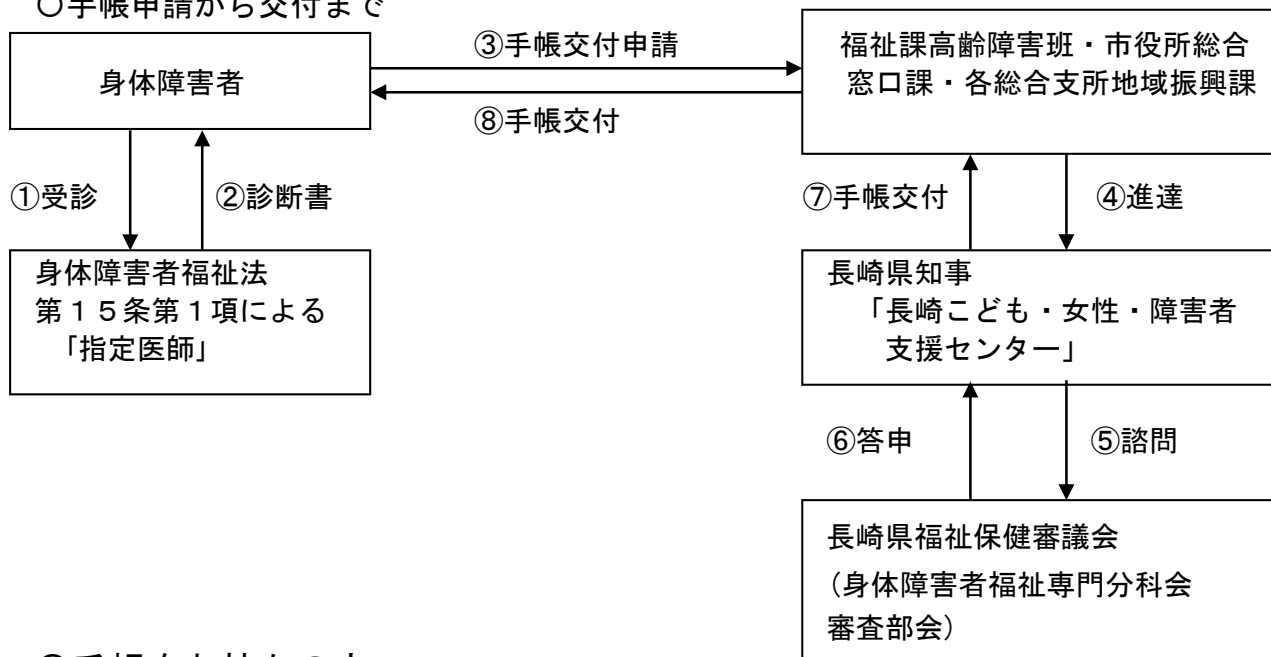
○手帳取得の手続きに必要なもの

- ・ 身体障害者手帳交付申請書
- ・ 指定医師の診断書
- ・ マイナンバー制度関係 個人番号カード又は通知カード
申請者の身元確認が出来るもの（免許証、保険証等）
※代理人の場合は代理人の身元が確認できるものが必要です。
- ・ 印鑑
- ・ 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）

※写真は申請書に貼らずに、写真の裏面に氏名を記入してください。

※申請書・診断書の用紙は、福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課にあります。

○手帳申請から交付まで



◎手帳をお持ちの方へ

このような時は、必ず手続きを！

1. 障がいがなくなったとき	5. 保護者が変わったとき
2. 障がいの程度が変わったとき	6. 手帳を紛失したとき
3. 次の判定月に近付いたとき	7. 手帳を破損したとき
4. 住所・氏名が変わったとき	8. 死亡したとき

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

療育手帳

療育手帳の交付を受けられる方は、知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある方で、県知事の認定を受けた方です。

障がいの程度・等級（最重度「A1」、重度「A2」、中度「B1」、軽度「B2」）を認定し、各種の援助やその他の援護措置（税の減免、運賃の割引等）を受けるために必要な証明書の役割をもっています。

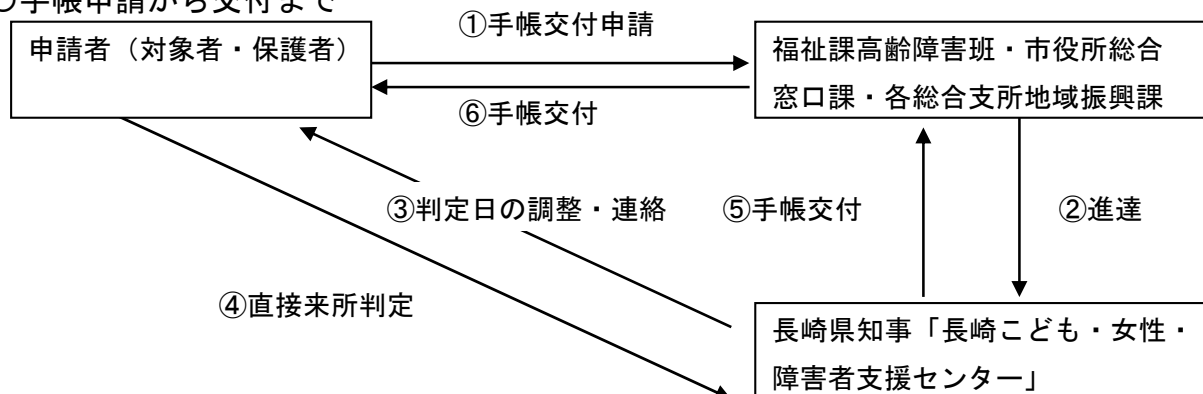
○手帳取得の手続きに必要なもの

- ・療育手帳交付申請書
- ・調査票
- ・マイナンバー制度関係 個人番号カード又は通知カード
申請者の身元確認が出来るもの（免許証、保険証等）
※代理人の場合は代理人の身元が確認できるものが必要です。
- ・印鑑
- ・顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）

※写真は申請書に貼らずに、写真の裏面に氏名を記入してください

※申請書・調査票の用紙は、福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課にあります。

○手帳申請から交付まで



◎手帳をお持ちの方へ

このような時は、必ず手続きを！

1. 障がいがなくなったとき	5. 保護者が変わったとき
2. 障がいの程度が変わったとき	6. 手帳を紛失したとき
3. 次の判定月に近付いたとき	7. 手帳を破損したとき
4. 住所・氏名が変わったとき	8. 死亡したとき

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられる方は、精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活への障がいがある方で県知事の認定を受けた方です。病名でいうと、統合失調症・そううつ病・非定型精神病・てんかん・中毒性精神病・器質性精神病・その他の精神疾患ですが、知的障がいは含まれません。

障がいの程度・等級(1級～3級)を認定し、各種の援助やその他の援護措置(税の減免、運賃の割引等)を受けるために必要な証明書の役割をもっています。

○手帳取得の手続きに必要なもの

- ・ 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ・ 主治医の診断書…※障害年金(精神障害分)の証書の写し又は年金振込通知書等があれば診断書は不要です。
- ・ マイナンバー制度関係 個人番号カード又は通知カード
申請者の身元確認が出来るもの(免許証、保険証等)
※代理人の場合は代理人の身元が確認できるものが必要です。
- ・ 印鑑
- ・ 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)

※写真は申請書に貼らずに、写真の裏面に氏名を記入してください。

※申請書・診断書の用紙は福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課にあります。

○手帳更新

- ・ 手帳の有効期間は2年です。
- ・ 更新手続きに基づき障害の状態を再認定したうえで更新されます。
- ・ 更新手続きは有効期限の3ヶ月前からできます。

◎手帳をお持ちの方へ

このような時は、必ず手続きを！

1. 障がいがなくなったとき	5. 保護者が変わったとき
2. 障がいの程度が変わったとき	6. 手帳を紛失したとき
3. 次の判定月に近付いたとき	7. 手帳を破損したとき
4. 住所・氏名が変わったとき	8. 死亡したとき

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

難病患者等

障害者の範囲の拡大

平成25年4月より障害者総合支援法が施行され、障害者の範囲に難病患者等の方が追加され、対象となる方々は必要と認められたサービスの申請や用具の給付ができるようになりました。平成30年4月に358疾病から359疾病に拡大されました。

1 アイカルディ症候群	51 家族性良性慢性天疱瘡
2 アイザックス症候群	52 カナバン病
3 IgA腎症	53 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
4 IgG4関連疾患	54 歌舞伎症候群
5 亜急性硬化性全脳炎	55 ガラクトース-1-リン酸ウリシルトランスフェラーゼ欠損症
6 アジソン病	56 カルニチン回路異常症
7 アッシャー症候群	57 加齢黄斑変性O
8 アトピー性脊髄炎	58 肝型糖原病
9 アペール症候群	59 間質性膀胱炎（ハンナ型）
10 アミロイドーシス	60 環状20番染色体症候群
11 アラジール症候群	61 関節リウマチ
12 アルポート症候群	62 完全大血管転位症
13 アレキサンダー病	63 眼皮膚白皮症
14 アンジェルマン症候群	64 偽性副甲状腺機能低下症
15 アントレー・ピクスラー症候群	65 ギャロウェイ・モワト症候群
16 イソ吉草酸血症	66 急性壊死性脳症
17 一次性ネフローゼ症候群	67 急性網膜壊死
18 一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68 球脊髄性筋萎縮症
19 1p36欠失症候群	69 急速進行性糸球体腎炎
20 遺伝性自己炎症疾患	70 強直性脊椎炎
21 遺伝性シストニア	71 強皮症
22 遺伝性周期性四肢麻痺	72 巨細胞性動脈炎
23 遺伝性膀胱炎	73 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
24 遺伝性鉄芽球形貧血	74 巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
25 ウィーバー症候群	75 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
26 ウィリアムズ症候群	76 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
27 ウィルソン病	77 筋萎縮性側索硬化症
28 ウエスト症候群	78 筋型糖原病
29 ウェルナー症候群	79 筋ジストロフィー
30 ウォルフラム症候群	80 クッシング病
31 ウルリッヒ病	81 クリオピリン関連周期熱症候群
32 HTLV-1関連脊髄症	82 クリップル・トレノネー・ウェーバー症候群
33 ATTR-X症候群	83 クルーゾン症候群
34 ADH分泌異常症	84 グルコーストランスポーター1欠損症
35 エーラス・ダンロス症候群	85 グルタル酸血症1型
36 エプスタイン症候群	86 グルタル酸血症2型
37 エプスタイン病	87 クロウ・深瀬症候群
38 エマヌエル症候群	88 クローン病
39 遠位型ミオパチー	89 クロンカイト・カナダ症候群
40 円錐角膜O	90 痙攣重積型（二相性）急性脳症
41 黄色靭帯骨化症	91 結節性硬化症
42 黄斑ジストロフィー	92 結節性多発動脈炎
43 大田原症候群	93 血栓性血小板減少性紫斑病
44 オクシピタル・ホーン症候群	94 限局性皮質異形成
45 オスラー病	95 原発性局所多汗症O
46 カーニー複合	96 原発性硬化性胆管炎
47 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	97 原発性高脂血症
48 潰瘍性大腸炎	98 原発性側索硬化症
49 下垂体前葉機能低下症	99 原発性胆汁性胆管炎
50 家族性地中海熱	100 原発性免疫不全症候群

101 顕微鏡的大腸炎○
102 顕微鏡的多発血管炎
103 高IgD症候群
104 好酸球性消化管疾患
105 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
106 好酸球性副鼻腔炎
107 抗糸球体基底膜腎炎
108 後縦靭帯骨化症
109 甲状腺ホルモン不応症
110 拘束型心筋症
111 高チロシン血症1型
112 高チロシン血症2型
113 高チロシン血症3型
114 後天性赤芽球癆
115 広範脊柱管狭窄症
116 抗リン脂質抗体症候群
117 コケイン症候群
118 コステロ症候群
119 骨形成不全症
120 骨髄異形成症候群○
121 骨髄線維症○
122 コナドトロピン分泌亢進症
123 5p欠失症候群
124 コフィン・シリス症候群
125 コフィン・ローリー症候群
126 混合性結合組織病
127 鰓耳腎症候群
128 再生不良性貧血
129 サイトメガロウィルス角膜内皮炎
130 再発性多発軟骨炎
131 左心低形成症候群
132 サルコイドーシス
133 三尖弁閉鎖症
134 三頭酵素欠損症
135 CFC症候群
136 シェーグレン症候群
137 色素性乾皮症
138 自己貪食空胞性ミオパチー
139 自己免疫性肝炎
140 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
141 自己免疫性溶血性貧血
142 四肢形成不全○
143 シトステロール血症
144 シトリン欠損症
145 紫斑病性腎炎
146 脂肪萎縮症
147 若年性特発性関節炎△
148 若年性肺気腫
149 シャルコー・マリー・トゥース病
150 重症筋無力症

151 修正大血管転位症
152 シュベール症候群関連疾患△
153 シュワルツ・ヤンベル症候群
154 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
155 神経細胞移動異常症
156 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
157 神経線維腫症
158 神経フェリチン症
159 神経有棘赤血球症
160 進行性核上性麻痺
161 進行性骨化性線維異形成症
162 進行性多巣性白質脳症
163 進行性白質脳症
164 進行性ミオクローヌスてんかん
165 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
166 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
167 スターシ・ウェーバー症候群
168 スティーヴンス・ジョンソン症候群
169 スミス・マギニス症候群
170 スモン○
171 脆弱X症候群
172 脆弱X症候群関連疾患
173 正常圧水頭症○
174 成人スチル病
175 成長ホルモン分泌亢進症
176 脊髄空洞症
177 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
178 脊髄髄膜瘤
179 脊髄性筋萎縮症
180 セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
181 前眼部形成異常
182 全身性エリテマトーデス
183 先天異常症候群
184 先天性横隔膜ヘルニア
185 先天性核上性球麻痺
186 先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症△
187 先天性魚鱗癬
188 先天性筋無力症候群
189 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
190 先天性三尖弁狭窄症
191 先天性腎性尿崩症
192 先天性赤血球形成異常性貧血
193 先天性僧帽弁狭窄症
194 先天性大脳白質形成不全症
195 先天性肺静脈狭窄症
196 先天性風疹症候群○
197 先天性副腎低形成症
198 先天性副腎皮質酵素欠損症
199 先天性ミオパチー
200 先天性無痛無汗症

201 先天性葉酸吸収不全
202 前頭側頭葉変性症
203 早期ミオクロニー脳症
204 総動脈幹遺残症
205 総排泄腔遺残
206 総排泄腔外反症)
207 ソトス症候群
208 ダイヤモンド・ブラックファン貧血
209 第14番染色体父親性ダイソミー症候群
210 大脳皮質基底核変性症
211 大理石骨病
212 ダウン症候群〇
213 高安動脈炎
214 多系統萎縮症
215 タナトフォリック骨異形成症
216 多発血管炎性肉芽腫症
217 多発性硬化症/視神経脊髄炎
218 多発性軟骨性外骨腫症〇
219 多発性嚢胞腎
220 多脾症候群
221 タンジール病
222 単心室症
223 弾性線維性反性黄色腫
224 短腸症候群〇
225 胆道閉鎖症
226 遅発性内リンパ水腫
227 チャージ症候群
228 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
229 中毒性表皮壊死症
230 腸管神経節細胞僅少症
231 TSH分泌亢進症
232 TNF受容体関連周期性症候群
233 低ホスファターゼ症
234 天疱瘡
235 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
236 特発性拡張型心筋症
237 特発性間質性肺炎
238 特発性基底核石灰化症
239 特発性血小板減少性紫斑病
240 特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
241 特発性後天性全身性無汗症
242 特発性大腿骨頭壊死症
243 特発性多中心性キャスルマン病※
244 特発性門脈圧亢進症
245 特発性両側性感音難聴
246 突発性難聴〇
247 ドラバ症候群
248 中條・西村症候群
249 那須・ハコラ病
250 軟骨無形成症

251 難治頻回部分発作重積型急性脳炎
252 22q11.2欠失症候群
253 乳幼児肝巨大血管腫
254 尿素サイクル異常症
255 ヌーナン症候群
256 ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
257 脳髄黄色腫症
258 脳表ヘモジリン沈着症
259 膿疱性乾癬
260 嚢胞性線維症
261 パーキンソン病
262 パーチャー病
263 肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
264 肺動脈性肺高血圧症
265 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
266 肺胞低換気症候群
267 バッド・キアリ症候群
268 ハンチントン病
269 汎発性特発性骨増殖症〇
270 PCDH19関連症候群
271 非ケトーシス型高グリシン血症
272 肥厚性皮膚骨膜炎
273 非ジストロフィー性ミオトニー症候群
274 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
275 肥大型心筋症
276 左肺動脈右肺動脈起始症
277 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
278 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
279 ピッカースタッフ脳幹脳炎
280 非典型溶血性尿毒症症候群
281 非特異性多発性小腸潰瘍症
282 皮膚筋炎/多発性筋炎
283 びまん性汎細気管支炎〇
284 肥満低換気症候群〇
285 表皮水疱症
286 ヒルシュスブルグ病(全結腸型又は小腸型)
287 VATER症候群
288 ファイファー症候群
289 ファロー四徴症
290 ファンコニ貧血
291 封入体筋炎
292 フェニルケトン尿症
293 複合カルボキシラーゼ欠損症
294 副甲状腺機能低下症
295 副腎白質ジストロフィー
296 副腎皮質刺激ホルモン不応症
297 ブラウ症候群
298 プラダー・ウィリ症候群
299 プリオン病
300 プロピオン酸血症

301 PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
302 閉塞性細気管支炎
303 β -ケトチオラーゼ欠損症
304 ペーチェット病
305 ベスレムミオパチー
306 ヘパリン起因性血小板減少症〇
307 ヘモクロマトーシス〇
308 ペリー症候群
309 ペルーシド角膜辺縁変性症〇
310 ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
311 片側巨脳症
312 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
313 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
314 発作性夜間ヘモグロビン尿症
315 ポルフィリン症
316 マリネスコ・シェーグレン症候群
317 マルフアン症候群
318 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
319 慢性血栓性肺高血圧症
320 慢性再発性多発性骨髄炎
321 慢性肺炎〇
322 慢性特発性偽性腸閉塞症
323 ミオクロニー欠神てんかん
324 ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
325 ミトコンドリア病
326 無虹彩症
327 無脾症候群
328 無 β リポタンパク血症
329 メーブルシロップ尿症
330 メチルグルタコン酸尿症

331 メチルマロン酸血症
332 メピウス症候群
333 メンケス病
334 網膜色素変性症
335 もやもや病
336 モワット・ウイルソン症候群
337 薬剤性過敏症症候群〇
338 ヤング・シンブソン症候群
339 優性遺伝形式をとる遺伝性難聴〇
340 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
341 4p欠失症候群
342 ライソゾーム病
343 ラスマッセン脳炎
344 ランゲルハンス細胞組織球症〇
345 ランドウ・クレフナー症候群
346 リジン尿性蛋白不耐症
347 両側性小耳症・外耳道閉鎖症〇
348 両大血管右室起始症
349 リンパ管腫症/ゴーハム病
350 リンパ脈管筋腫症
351 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
352 ルビンシュタイン・テイビ症候群
353 レーベル遺伝性視神経症
354 レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
355 劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴〇
356 レット症候群
357 レノックス・ガストー症候群
358 ロスムンド・トムソン症候群
359 肋骨異常を伴う先天性側弯症

○利用できるサービス等

- ・ 福祉サービス（手帳所持者と同じ扱い） **P. 13 参照**
- ・ 補装具（障害の程度の確認が必要） **P. 18 参照**
- ・ 日常生活用具（障害の程度の確認が必要） **P. 25 参照**

○申請に必要なもの

- ・ 対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）及び用具の申請に必要な書類

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

※ 認定の手続きに関することは保健所へお問い合わせください。

県南保健所 電話 0957-62-3289

医 療

福祉医療費

障がいのある方が、病院や歯科医院で診療を受けた場合、医療保険対象額から下記の自己負担額を除いた金額が支給されます。なお、高額医療費や付加給付の制度により払い戻される場合は、その金額を差し引いた医療費が対象となります。

(平成25年10月1日の制度改正により後期高齢者保険適用者も対象となります。)

○対象者

身体障害者手帳：1・2・3級所持者

療育手帳：A1・A2・B1所持者

精神保健福祉手帳：1級（通院のみ）

※所得状況により支給制限があります。

○福祉医療費の自己負担額

自己負担額は、1医療機関1ヶ月分の費用ごとに算出

診療日数（入院・通院）	自己負担額
1日	800円
月上限	1,600円
調剤薬局（保険診療分）	0円

※身体障害者手帳3級及び療育手帳B1の方については、上記の自己負担額を超えた額の2分の1を自己負担に加算（平成25年10月1日の制度改正で助成額が変更）

○福祉医療費の支給対象とならない費用

- ・各健康保険から支給される高額医療費及び附加給付
- ・保険外診療分
- 例) ・自費診療分の治療費
 - ・入院時の差額ベッド代、病衣代など。
 - ・文書料
 - ・健康診断の費用
 - ・インフルエンザなどの予防接種費用

○認定手続き

保険証と印鑑及び障害者手帳、本人（対象者が18歳未満の場合は保護者）名義の通帳をお持ちになり福祉課福祉班、市役所総合窓口課または総合支所地域振興課で手続きをして下さい。

福祉課福祉班で審査の上、認定となった場合は福祉医療費受給者証を交付します。

○医療費支給申請手続き

医療費を病院や薬局に支払った後、支給申請書に医療機関ごとに1ヶ月分の医療費の支払い証明を受けて下さい。（医療費領収書を医療機関ごとにまとめ、申請書と一緒に提出されても結構です。）病院と薬局は別々の申請書になります。

問い合わせ 福祉課福祉班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

自立支援医療費（更生医療・育成医療）

身体障がいのある方の更生に必要な医療であって、その障がいを除去し、または軽減して職業能力の増進と、日常生活を容易にするため、受診した医療費が公費により支払われる制度です。（例えば角膜移植術・関節形成手術・外耳形成術・心臓手術・人工透析療法・中心静脈栄養法、肝臓移植術など）

利用するためには、身体障害者手帳の交付を受けた方で、長崎こども・女性・障害者支援センターの判定を受け更生医療が必要と認められた方となります。

また、育成医療は、市長が委託した医師の判定により必要と認められた場合に対象となります。

- 育成医療（18歳未満）、更生医療（18歳以上）の手続きに必要な書類
 - ・ 身体障害者手帳 ・ 申請書 ・ 指定医師の意見書 ・ 課税調査等の同意書
 - ・ 健康保険証（同一保険に加入している方全員分） ・ 印鑑
 - ・ 障害年金等を受給している方は、年金証書または年金振込み通知書

- 医療保険の種類にかかわらず自己負担は原則1割負担となります。世帯の所得水準に応じ、ひと月当たりの負担に上限額を設定します。

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

自立支援医療費（精神通院医療）

精神疾患で通院治療を受けている場合に、医療費の自己負担を軽減する制度です。医療保険の種類にかかわらず自己負担は原則1割負担となります。世帯の所得水準に応じ、ひと月当たりの負担に上限額を設定します。

- 申請に必要な書類
 - ・ 申請書 ・ 通院している医療機関の診断書 ・ 課税調査等の同意書
 - ・ 健康保険証（同一保険に加入している方全員分） ・ 印鑑
 - ・ 障害年金を受給している方は、年金証書または年金振込み通知書

○有効期間

有効期間は1年間です。継続する場合は、再申請が必要です。

再申請の手続きは、有効期限の3ヶ月前から可能です。

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

障害福祉サービス

サービスを利用するには、申請し、支給決定を受ける必要があります。
申請から利用までの流れは以下のとおりです。

① 相談・申請

福祉課高齢障害班で相談や申請を受け付けています。

② 計画相談支援の申請（セルフプラン作成者を除く）

サービスを受けるには、相談支援事業所（新規利用の方は、相談支援事業所を選定します。）によるサービス利用計画（プラン）が必要になります。

相談支援事業所が、利用希望者やその家族等と面談をしてプランを作成します。

既にサービスを利用されている方で、サービスの追加や変更をされる場合もプランの変更が必要になりますので、事前に相談支援事業所へご相談ください。

※セルフプラン（自分でプランを作成する）場合は、相談支援事業所の選定は必要ありません。

③ 聴き取り調査

申請書とプランの提出後、市の担当職員が利用者本人の障害の種類および心身の状況や介護をする方の状況などを聴き取る調査を行います。

④ 審査・判定

③の聴き取り調査等をもとに、審査・判定を行います。

サービスの種類によっては、審査会での審査判定が必要なものがあり、調査内容と主治医意見書をもとに審査判定を行い、障害支援区分（どれぐらい支援が必要かの度合を区分けするもの）を決定します。

⑤ 支給決定

②及び④の内容をもとにサービスの支給の要否（サービスの支給量）を決定します。また、利用者本人及びその利用者の属する世帯の課税状況により、月額負担上限額の区分もあわせて決定し、これらの決定事項を記載した支給決定通知書及び受給者証を交付します。

⑥ 利用契約

支給決定を受けた人は、指定障害福祉サービス事業者や指定障害者支援施設等と、決定内容に応じて利用契約を結びます。

⑦ サービスの利用

サービスの利用を開始します。

⑧ 利用者負担額の支払い

利用者はサービスを利用後、サービス提供事業者に対してサービスに要する費用の原則 1 割の利用者負担額を支払います。

⑨ 障害福祉サービスの費用の請求

サービスに要する費用から利用者負担額を差し引いた額をサービス提供事業者、施設が市に請求します。（代理受領）

⑩ 障害福祉サービスの費用の請求

市は内容を確認し、サービス提供事業者に介護給付費、訓練等給付費を支払います。

福祉サービスの種類

サービスの種類	内容	障害支援区分
1 居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	1 以上
2 重度訪問介護	重度の障がいでは行動上著しい困難があり、常に介護が必要な方に対し、入浴や家事等の生活全般の支援や外出時の総合的な援助を行います。入院中の方の意思疎通の支援も行います。	4 以上
3 同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方の外出時において同行し必要な援助を行います。	制限なし
4 行動援護	外出時における移動中の介護・排泄及び食事等の介護を行います。	3 以上
5 療養介護	医療と常時介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練と療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。	5、6
6 生活介護	常に介護を必要とする障害者に、日中に、入浴・排泄・食事介護等を行うとともに、創作的活動または、生産活動の機会を提供します。	3 以上（50 歳以上の場合は区分 2 以上）
7 短期入所	自宅で介護する方が、病気等の場合に短期間（夜間も含め）施設で、入浴・排泄・食事介護等を行います。	1 以上
8 重度障害者等包括支援	常に介護を要する障害者で、意思疎通を図ることが著しく困難であり、寝たきりや行動上著しい制限を受けている状態にある場合に、居宅介護や短期入所等様々なサービスを包括的に提供します。	6
9 施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主に夜間において、入浴・排泄、及び食事の介護、生活等に関する相談及び助言と必要な日常生活上の支援を行います。	4 以上（50 歳以上の場合は、区分 3 以上）

10 自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者に、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション、生活に対する相談や助言などをおこないます。	制限なし
11 自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者に、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談や助言などを行います。	制限なし
12 宿泊型自立訓練	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者に対し、居室の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援や助言などをおこないます。	制限なし
13 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する原則65歳未満の障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	制限なし
14 就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な原則65歳未満の障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用契約に基づく就労）	制限なし
15 就労継続支援（B型）	一般企業等で雇用されていた方で、年齢や心身の状態等により就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用契約に基づかない就労）	制限なし
16 就労定着支援	就労移行支援等を利用した後に通常の事業所に新たに雇用された障害者で、6ヶ月以上就労を継続している方にたいし、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行い、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談にのり、助言を行います。	制限なし
17 自立生活援助	障害の施設や共同生活援助（グループホーム）を利用していた障害者や単身生活等の方に対し、居宅での自立した生活を送る上での問題につき、定期的な巡回や訪問・相談により、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整などを行います。	制限なし
18 共同生活援助	夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常生活上の援助・相談を行います。	制限なし
19 地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または、精神科病院に入院している精神障害者の住居の確保と、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談と必要な支援を行います。	制限なし

20 地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性により生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。	制限なし
地域相談支援		
計画相談支援給付	障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者の心身の状況や、まわりの環境、サービスの利用に関する意向・その他の事情を考慮して、利用する障害福祉サービスまたは、地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案を作成します。	制限なし

※支援区分のほかに、サービスごとに対象が細かく定められておりますので、詳しくはご相談ください。

児童通所サービスの種類

サービスの種類	内容	対象年齢等
1 児童発達支援	三障害（身体・療育・精神）及び児童相談所等において、療育が必要と認められた児童に対して、基本的な動作の指導・集団生活への適応訓練等を行います。	就学前の児童
2 医療型児童発達支援	上下肢又は体幹の機能の障害のある児童が、医療型児童発達支援センター等へ通所し、児童発達支援及び治療を行います。	18歳まで
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児の集団生活のための専門的な支援を必要とする場合に、障害児に対する指導経験者を派遣し、保育所の安定した利用を促します。	18歳まで
3 放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等に、生活能力向上のために訓練等を行い、自立を促進するとともに、放課後の居場所作りを推進します。	就学児～18歳まで
4 居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導・集団生活への適応訓練等を行います。	18歳まで (児童発達や放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児)
5 保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児の集団生活のための専門的な支援を必要とする場合に、障害児に対する指導経験者を派遣し、保育所の安定した利用を促します。	18歳まで

相談支援		
計画相談支援給付	サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害児の心身の状況や、まわりの環境、サービスの利用に関する意向・その他の事情を考慮して、利用するサービス及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案を作成します。	18歳まで

○利用者負担

- ・ サービス利用料は原則1割が自己負担となります。ただし、課税状況に応じた負担上限月額が設定されます。

所得区分		負担上限月額
一般2	市町村民税課税世帯であって一般1以外	37,200円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円以下・障害児にあつては28万円以下）	障害者 9,300円 障害児 4,600円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
生活保護	生活保護受給世帯	0円

問い合わせ 福祉課高齢障害班

補装具

補装具費の支給

身体障害者手帳の交付を受けている方や難病患者等の方に対し、身体の欠損または機能の損傷を補い、日常生活または職業生活を容易にするために必要な用具について、補装具費を支給します。

○手続き

<p>1. 申請</p> <p>※必ず購入前に</p>	<p>○必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 医師意見書、処方箋（補装具の種目に応じて提出） ・ 補装具の見積書 ・ 補装具支給申請にかかる調査書 ・ マイナンバー制度関係 <u>個人番号カード又は通知カード</u> 申請者の身元確認が出来るもの（免許証、保険証等） <p>※代理人の場合は代理人の身元が確認できるものが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳写（身体障害者の方） ・ 特定疾患医療受給者証写（難病患者の方 ※診断書等難病患者であることが分かる書類であれば可） ・ 難病患者の方で日常生活用具給付については診断書 <p>○必要な書類を福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課へ提出</p> <p>※申請に必要な書類、補装具の種目は次ページの表となります</p>
<p>2. 申請者・業者への通知（決定通知）</p>	<p>○補装具の種目により、長崎県長崎こども・女性・障害者支援センターの判定</p> <p>○申請者及び業者へ決定通知書及び給付券を通知</p>
<p>3. 納品</p>	<p>○業者から申請者へ納品</p> <p>○自己負担がある方は、納品時に業者へ支払う</p>

○注意事項

- ・ 給付費は原則1割が自己負担となります。ただし、所得に応じた負担上限月額が設定されます。
- ・ 他の公的制度（医療保険、介護保険、戦傷病者援護、年金保険、公的扶助、労働災害補償）が利用できる場合は、他の制度が優先適用されます。
- ・ 難病患者等であって身体障害者手帳を取得されている方は身体障害者手帳での申請となります。
- ・ 申請より先に補装具を購入された場合の追認はできません。必ず事前に申請が必要です。
- ・ 申請に必要な申請書・医師意見書、処方箋は福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課にあります。

○購入申請に必要な書類

区分	種目	判定※1	申請書	意見書※2	処方箋	調査書	見積書※3	手帳等※4	その他	
肢体不自由	義肢	骨格構造	直接	○	×	×	様式29	×	○	
		殻構造	☆文書	○	様式3	様式4～5	×	○	○	
	装具		☆文書	○	様式3	様式8～10	×	○	○	
	座位保持装置		直接	○	×	×	様式29	×	○	
	車椅子	オーダーメイド	☆文書	○	様式13～15	様式16	×	○	○	★様式30
		(手押し型以外レディメイド)	市(内部障害は文書)	○	様式13～15	様式16	様式30	○	○	★様式30
		(手押し型レディメイド)	市(内部障害は文書)	○	×	×	×	○	○	
	電動車椅子		直接	○	×	×	様式26・29・30	×	○	
	歩行器		市	○	様式3	×	×	○	○	
	歩行補助杖(1本杖除く)		市	○	×	×	×	○	○	
座位保持椅子・排便補助具・起立保持具・頭部保持具(児童のみ)		市	○	様式11	様式12	×	○	○		
視覚	盲人安全杖		市	○	×	×	×	○	○	
	義眼		市	○	様式23	×	×	○	○	
	眼鏡(矯正眼鏡・遮光眼鏡・弱視眼鏡・コンタクトレンズ)		市	○	様式23	×	×	○	○	
聴覚	補聴器	ポケット型	☆文書	○	様式24	×	×	○	○	カタログ写 ★様式31
		耳かけ型	☆文書	○	様式24	×	×	○	○	カタログ写 ★様式31
		骨導式	☆文書	○	様式24	×	×	○	○	カタログ写 ★様式31
		耳あな型	☆文書	○	様式24	×	様式32	○	○	カタログ写、 ★様式31

音声 肢体	重度障害者用意思伝達装置	☆文書	○	様式 2 1	様式 2 2	様式 2 7	○	○	
----------	--------------	-----	---	--------	--------	--------	---	---	--

※ 1 判定

直接・・・長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター（以下センター）への来所もしくは巡回相談で判定を行い、その結果に基づき市が支給決定するもの。

文書・・・意見書をセンターが判定し、その結果に基づき市が支給決定するもの。

市・・・申請書や意見書の内容から市が支給決定するもの。

※ 2 意見書・・・身体障害者指定医師（児童は育成医療機関）、難病医療機関等の医師。

※ 3 見積書・・・補装具の指定業者

※ 4 手帳等・・・身体障害者は身体障害者手帳写、難病患者等は特定疾患受給者証等難病患者であることが分かる書類の写

※上記の必要書類に加え、申請者の状態等を把握するため「補装具支給申請にかかる調査書」を必ず添付してください。

☆文書・・・原則文書判定であるが、希望により来所判定を行うことができる。来所判定の場合は、申請書、調査書様式 2 9、手帳写が必要。（意見書、処方箋、見積書は不要）

★様式 3 0・・・介護保険対象者のみ必要

★様式 3 1・・・補聴器の両耳申請時のみ必要

○修理の申請について

必要書類・・・申請書、見積書、補装具支給申請に係る調査書、手帳等写

○借受けの申請について

必要書類・・・申請書、意見書・処方箋、見積書、補装具支給申請にかかる調査書、手帳等写

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

補装具の種目

区分	名称	交付の目安	耐用年数
義手	肩義手	肩甲胸郭間切断・肩関節離断・上腕の短断端切断者	3～4
	上腕義手	上腕切断者	3～4
	肘義手	肘関節離断者・肘関節近位切断者	3
	前腕義手	前腕切断者	3
	手義手	手関節離断・手根部を残した手部切断者	3
	手部義手	手根部切断者	1～2
	手指義手	指切断者	1～2
義足	股義足	片側骨盤切除・股関節離断・大腿の極短断端者	4
	大腿義足	大腿切断者	3～5
	膝義足	膝関節離断者	2～3
	下腿義足	下腿切断者	2
	果義足	踵切断(サイム切断)者	2
	足根中足義足	足部切断者	1～2
	足指義足	足指切断者	1
上肢装具	手背屈装具	脳性マヒ、脳卒中で手関節の掌屈変形があり、背屈位に保持する必要があるもの	3
	肘装具	肘関節の運動不能又は動揺があり、肘関節を一定の位置に保ち、運動を制限する必要があるもの	2～3
	B. F. O (食事動作補助器)	脊髄性小児マヒ(ポリオ)・筋ジストロフィー等で、上肢筋力が著しく低下しているもの	3
下肢装具	長下肢装具	ポリオ、脊髄損傷等にて下肢による支持性を殆どなくしたもの	3
	短下肢装具	脳卒中、ポリオ、脊髄損傷、腓骨神経マヒ、脳性マヒ等で、足が内反尖足等のもの	1.5～3
	足底装具	脳性マヒ、外反足等による足の変形や脚長差のあるもの	1.5
	股装具	股関節運動の固定や運動制限が必要なもの	2～3
	膝装具	膝関節の動揺、膝反張のあるもの	2～3
	ツイスター	脳性マヒ等で、下肢の回旋変形のあるもの	2～3
靴型装具		脳性マヒ、リウマチ等による足の変形があるもの	1.5
体幹装具	頸椎装具、胸椎装具、腰椎装具、 仙腸装具	カリエス、脊髄損傷、ポリオ、側わん症等で、脊柱の固定、支持の必要なもの	1.5～3
	側わん矯正装具		1～2
座位保持装置		体幹及び四肢の運動障害により座位保持困難なもの	3
歩行補助杖	松葉杖	歩行不安定なもの	2～4
	多点杖	杖による歩行が不安定なもの	
	ロフストランドクラッチ、カナディアンクラッチ	手による支えの不十分なもの	4
	プラットホーム杖	リウマチ等杖が必要だが、握力が弱いため、前腕部による体重支持が必要なもの	

区分	名称	交付の目安	耐用年数
車いす	普通型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢・体幹機能障害 1、2 級のもの（3、4 級は別に理由書が必要） ・ 入院中の場合は、1 か月以内に退院予定があること。 ・ 施設入所中の場合はレディメイドでは適合するものがないこと（面接による判定が必要） ・ 手押し型は、内部障害（心臓・呼吸器）の 1 級で歩行による移動に著しい制限を受けるものも対象となる。 	6
	リクライニング式普通型		
	ティルト式普通型		
	リクライニング・ティルト式普通型		
	手動リフト式普通型		
	前方大車輪型		
	リクライニング式前方大車輪型		
	片手駆動型		
	リクライニング式片手駆動型		
	レバー駆動型		
	手押し型		
	リクライニング式手押し型		
	ティルト式手押し型		
	リクライニング・ティルト式手押し型		
電動車いす	普通型（4.5km/h・6.0km/h）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすの駆動輪を回せないもの（下肢・体幹障害 1、2 級かつ上肢障害 1、2 級を併せて持つもの） ・ 内部障害（呼吸・心臓）、難病等で歩行による移動に著しい制限を受けるもの ・ 簡易型アシスト式は頸椎損傷者等で当該車いすを利用することにより、残存機能を維持しながら、坂道、悪路、長距離移動における負担の軽減が図られるもの 	6
	簡易型（切替式・アシスト式）		
	リクライニング式普通型		
	電動リクライニング式普通型		
	電動リフト式普通型		
	電動ティルト式普通型		
	電動リクライニング・ティルト式普通型		
歩行器	<p>下肢マヒや筋力低下で歩行器によらないと歩行が困難なもの</p>	5	
重度障害者用意思伝達装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両上下肢の機能全廃及び言語機能喪失したもので、コミュニケーション手段として必要と認められるもの ・ 進行性疾患で、近い将来同等の障がいをもつ可能性がある高いと医学的に認められるもの ・ 難病患者等については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患であるもの 	5	

区分	名称	交付の目安	耐用年数
義眼	普通義眼	眼球がないか、著しく小さいため機能を果たしていないもの	2
	特殊義眼	眼球を摘出して、義眼を挿入する場合、眼球内に適合するよう特殊加工する必要があるもの	
	コンタクト義眼	眼球はほぼ正常であるが、角膜内に白斑、変形などがある場合	
眼鏡	矯正眼鏡・コンタクトレンズ	近視、遠視、乱視などの屈折異常の場合、適当なレンズを用いて矯正する必要があるもの	4
	弱視眼鏡	視力が弱く、矯正眼鏡、コンタクトレンズを使用しても矯正できないもの	
	遮光眼鏡	以下の要件を満たすもの。 (1) 羞明を来していること (2) 羞明の軽減に、遮光眼鏡の装用より優先される治療法がないこと (3) 補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定、処方であること。	
	※難病患者等に限り身体障害者手帳を要件としないものであり、それ以外は視覚障害により身体障害者手帳を取得していることが要件となります。		
盲人安全杖		視覚障害者で必要のあるもの	2~5
補聴器	高度難聴用 (ポケット型・耳かけ型)	概ね聴力90dB以下 (4級・6級相当)	5
	重度難聴用 (ポケット型、耳かけ型)	概ね聴力90dB以上 (2級・3級相当)	
	耳あな型 (レディメイド・オーダー)	ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で、真に必要なもの。オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能なもの (理由書が必要)	
	骨導式 (ポケット型・眼鏡型)	伝音性難聴で耳漏が著しいもの、又は外耳閉鎖症で、かつ、耳栓又はイヤモールドの使用が困難なもの	
児童のみ	頭部保持具	頭部の安定を図ることが困難なもの	3
	座位保持いす	自力で座位姿勢を保持できないもの	3
	起立保持具	自力で起立姿勢を保持できないもの	3
	排便補助具	座位による排便が困難なもの	2

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

軽度・中等度難聴児補聴器

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の聴覚障がいのある児童に、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対象者

- ・ 雲仙市内に住所を有する 18 歳未満の方
- ・ 両耳の聴力レベルがそれぞれ 30 d B 以上である
- ・ 身体障害者手帳の対象者でないこと
- ・ 補聴器の装用により言語の習得等一定の効果があるという医師の判断があること

ただし、補聴器 1 台当りの基準価格の 1/3 の自己負担があります。

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

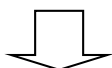
日常生活用具

日常生活用具の給付

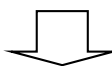
在宅で重度の障がいがある方を対象に、日常生活を容易にするための用具について、給付費を支給します。必要な場合は事前にご相談下さい。

○手続き

1. 申請	<p>○必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none">・ 申請書・ 医師意見書（種目に応じて提出）・ 見積書・カタログの写し・ 身体障害者手帳（身体障害者の方）・ 特定疾患医療受給者証写（難病患者の方 ※診断書等難病患者であることが分かる書類であれば可）・ 印鑑 <p>○必要な書類を福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課へ提出</p> <p>※用具の品目は次ページの表となります。</p>
-------	--



2. 交付の決定	○申請者及び業者へ決定通知書及び給付券を通知
----------	------------------------



3. 納品	<p>○業者から申請者へ納品</p> <p>○自己負担がある方は、納品時に業者へ支払う</p>
-------	---

○注意事項

- ・ 給付費は原則1割が自己負担となります。ただし、所得に応じた負担上限月額が設定されます。
- ・ 申請より先に用具を購入された場合の追認はできません。必ず事前に申請する必要があります。
- ・ 申請に必要な申請書・医師意見書は福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課にあります。
- ・ 難病患者等であって身体障害者手帳を取得されている方は、身体障害者手帳での申請となります。

○住宅改修費の給付

日常生活用具給付制度のうち、住宅改修費給付については、申請時や請求時に図面

や写真等の添付資料が必要です。工事着工前・後に市職員が改造する住宅へ調査に伺います。

日常生活用具給付品目

区分	種目	障害及び程度	性能等	耐用年数	基準額 単位：円
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者及び難病患者で寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8 年	154,000
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級の身体障害者（常時介護を要する寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5 年	19,600
		障害の程度が重度又は最重度の知的障害者（児）及び下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児で、原則として 3 歳以上の者	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの		
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級の身体障害者（児）で原則として学齢児以上の者（常時介護を要する者に限る。）及び難病患者で自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者（児）で、原則として 3 歳以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5 年	82,400
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者（児）で原則として学齢児以上の者（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）及び難病患者で寝たきりの状態にある者	介助者が障害者等の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	5 年	15,000

	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者（児）で、原則として 3 歳以上の者及び難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4 年	159,000
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者（児）で、原則として 3 歳以上の者	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	5 年	33,100
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者（児）及び難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8 年	159,200
自立支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者（児）であって、入浴に介助を必要とする者で、原則として 3 歳以上の者及び難病患者で入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 (1 世帯 1 台を限度とする。)	8 年	90,000
	便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者（児）で、原則として学齢児以上の者及び難病患者で常時介護を要する者	障害者等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。手すりを付けた場合は、5,400 円増しとする。	8 年	4,450
	特殊便器	上肢障害 2 級以上の身体障害者（児）及び難病患者で上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	151,200
		障害の程度が重度又は最重度の知的障害者（児）であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者及び上肢機能障害 2 級以上の身体障害者（児）で、原則として学齢児以上の者とする	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障害者（者）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		

歩行補助杖 (T字状・棒状のつえ)	身体障害者(児)で、歩行の不安定な者	形状：木材(十分な強度を有するもの) 外装：ニス塗装 外装に一部夜光材付とした場合は410円、全面夜光材付とした場合は1,200円又は白色又は黄色ラッカーを使用した場合は、260円増しとする。	3年	2,200
		形状：軽金属 外装：塗装なし 外装に一部夜光材付とした場合は410円、全面夜光材付とした場合は1,200円又は白色又は黄色ラッカーを使用した場合は、260円増しとする。	3年	3,000
歩行支援用具 (移動・移乗支援用具)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障害者(児)で、原則として3歳以上の者及び難病患者で下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000
頭部保護帽	平衡機能障害、下肢機能障害若しくは体幹機能障害又はてんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児(者)	標準型 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	12,524
		オーダーメイド型A 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの(スポンジ、革を主材料に製作したもの)	3年	15,656

		オーダーメイド型B 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの（スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作したもの）	3年	37,653
火災警報器	障害等級 2 級以上の身体障害者（児）及び障害の程度が重度又は最重度の知的障害者（児）に著しく困難な障害者（児）のみ の世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの（1 世帯 2 台を限度とする。）	8年	15,500
自動消火器	障害等級 2 級以上の身体障害者（児）及び障害の程度が重度又は最重度の知的障害者（児）に著しく困難な障害者（児）のみ の世帯及びこれに準ずる世帯並びに難病患者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの（1 世帯 2 台を限度とする。）	8年	28,700
電磁調理器	視覚障害者 2 級以上の身体障害者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの（1 世帯 1 台を限度とする。）	6年	41,000
	障害の程度が重度又は最重度の知的障害者で 18 歳以上の者	知的障害者が容易に使用し得るもの（1 世帯 1 台を限度とする。）		
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上の身体障害者（児）で、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	10年	7,000
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級の身体障害者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの（1 世帯 1 台を限度とする。）	10年	87,400

在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行う者 (児) であって、原則として 3 歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5 年	51,500
	ネブライザー	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者 (児) であって、必要と認められる者で原則として学齢児以上の者及び難病患者で呼吸器機能に障害のある者	障害者等が容易に使用し得るもの	5 年	36,000
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者 (児) であって、必要と認められる者で原則として学齢児以上の者及び難病患者で呼吸器機能に障害のある者	障害者等が容易に使用し得るもの	5 年	56,400
	酸素ポンプ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者等が容易に使用し得るもの	10 年	17,000
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	難病患者で人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が用意に使用し得るもの。	5 年	157,500
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障害 2 級以上の身体障害者 (児) で、原則として学齢児以上の者 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者 (児) が容易に使用し得るもの (1 世帯 1 台を限度とする。)	5 年	9,000
	盲人用体重計	視覚障害 2 級以上の身体障害者 (児) で、原則として学齢児以上の者 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者等が容易に使用し得るもの (1 世帯 1 台を限度とする。)	5 年	18,000
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者 (児) 又は肢体不自由者 (児) であって、発声・発語に著しい障害を有する者で、原則として学齢児以上の者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者 (児) が容易に使用し得るもの	5 年	98,800

情報・通信支援用具	上肢障害 2 級以上又は視覚障害 2 級以上の身体障害者で情報機器の使用により社会参加が見込まれるもの	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトで障害者が容易に使用し得るもの（一般に使用されるソフトは除く。）	1 回のみ	100,000
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害 2 級以上、かつ、聴覚障害 2 級）の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6 年	383,500
点字器	視覚障害者（児）で必要がある者	標準型 A 32 マス 18 行、木製（点筆附属）	7 年	10,712
		標準型 B 32 マス 18 行、プラスチック製（点筆附属）	7 年	6,798
		携帯型 A 32 マス 4 行、アルミニウム製（点筆附属）	5 年	7,416
		携帯型 B 32 マス 4 行、プラスチック製（点筆附属）	5 年	1,700
点字タイプライター	視覚障害 2 級以上の身体障害者（児）で、原則として就労若しくは就労しているか、又は就労が見込まれる者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	5 年	63,100
視覚障害者用ポータブルレコーダ	視覚障害 2 級以上の身体障害者（児）で、原則として学齢児以上の者	録音再生機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6 年	85,000
		再生専用機 音声等により操作ボタンが知	6 年	35,000

		覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害 2 級以上の身体障害者（児）で、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6 年	99,800
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者（児）であって本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8 年	198,000
盲人用時計	視覚障害者 2 級以上の身体障害者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10 年	13,300
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者（児）又は発声・発語に著しい障害を有する者（児）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用し得るもの	5 年	71,000
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向けの緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの（取付工事費等、機器の設置により発生する周辺経費は、自己負担）	6 年	88,900

	人工内耳用電池	人工内耳装用者	人工内耳体外機に適合し得る電池又は充電電池		月額 2,500
	人工内耳用充電器	人工内耳装用者	専用充電電池に適合し得る専用充電器であって、対象者が容易に使用し得るもの	3年	25,000
	人工喉頭	音声機能又は言語障害のある者であり、喉頭摘出術後の者	笛式 吸気によりゴム等の幕を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（気管カニューレ付は3,193円増しとする。）	4年	5,150
			電動式 顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	72,203
排泄管理支援用具	ストマ用装具	人工膀胱、人工肛門で腹壁から排小便があり、採小便の袋を装着する必要がある者	蓄便袋（1箇月分） 低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋（皮膚保護剤を含む。）		8,858
			蓄尿袋（1箇月分） 低刺激性の粘着材を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの（皮膚保護剤を含む。）		11,639
	紙おむつ	乳幼児期以前（おおむね3歳以前）に非進行性の脳病変によってもたらされた運動機能障害で、脳性麻痺等による肢体の機能障害の1級又は2級の者で、便意若しくは尿意の意思表示が困難であり、恒久的に紙おむつを必要とする者（おおむね3歳以降の者）	紙おむつ（1箇月分） 障害者（児）が容易に使用し得るもので、月額であること。（洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品を含む。）		12,000

	収尿器	膀胱機能又は下肢機能若しくは体幹機能障害者（児）であつて、常時失禁状態である者	普通型 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけたもので、耐久性ゴム製採尿袋を有するもの	1年	男性用 7,931 女性用 8,755
			簡易型 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけたもので、ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管つきのもの（採尿袋20枚を1組とする。）	1年	男性用 5,871 女性用 6,077
点字図書給付事業	点字図書	視覚障害者であつて、主に情報の入手を点字によって行なっている者	月刊や週間等で発行される雑誌を除く。年間6タイトル又は24巻を限度とする。（辞書等の一括購入を除く）		
住宅改修給付事業	住宅改修	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する重度身体障害者（児）であつて障害程度級3級以上の者。但し、特殊便器への取替えは上肢障害2級以上のものとする。	手すり設置・段差解消・滑り止め・扉の変更・洋式便器への取替及びそれに付帯して必要となる住宅改修	1回のみ	200,000

○ 特記事項

- ・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱います。
- ・ 脳血管障害等による一上下肢機能障害の場合は、表中の体幹機能障害に準じ取り扱います。
- ・ 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用眼覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含みます。
- ・ 「身体障害児」とは、18歳未満をいいます。
- ・ 価格には、消費税相当額（1円未満は切り捨て）を含みます。

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

人工内耳体外機給付事業

人工内耳を装用している方の、人工内耳体外機の買い替え費用や人工内耳体外機修理費用等の一部を助成します。

○対象者（次の全てを満たす方）

- ・聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けた方
- ・市の住民基本台帳に登録されている方
- ・申請時において、人工内耳を装用している方

○対象給付及び助成額

①人工内耳体外機のうち音声信号処理装置の給付	限度額	1, 100, 000円
②人工内耳体外機の修理代	年度額	50, 000円
③人工内耳用電池		2, 500円×12月=30, 000円
④人工内耳用充電器		25, 000円

○留意事項

- ・給付等において、その費用の一部が医療保険及び損害保険の対象となる場合は、給付等を行わないものとします。
- ・上記①については、給付等の日から5年を経過するまでの間には行わないものとします。
- ・上記②については、修理の累計年度額となります。
- ・上記③については、一ヶ月の上限額が2, 500円となります。また、最大6ヶ月分を1回で申請することができます。
- ・上記④については、耐用年数を3年とします。

○申請手続き

以下の書類を添えて、福祉事務所福祉課・総合窓口課・各総合支所へ申請します。

- ・身体障害者手帳の写し
- ・人工内耳体外機給付意見書（※1）
- ・見積書
- ・損害保険等の証書の写し

※1 意見書は、病院に持参のうえ医師と面談のうえ作成してもらう。

ア 現に装用している体外機の状況等：カルテ等で確認

イ 損害保険等の適用：利用者と医師が相談して決定

ウ 更新する体外機：利用者と医師が相談して決定

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

地域生活支援事業

地域活動支援センター

障害のある方々が集い、軽作業やレクリエーション、調理実習などを行うことにより、仲間づくりや地域との交流を促進します。

自己負担は原則無料です。ただし、調理実習等の材料代は実費負担となります。

事業所名	住 所	電話番号
ウェルカム社おばま	雲仙市小浜町富津846	0957-75-0808

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

相談支援事業

障がいのある方やその家族から福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助及び関係機関との連絡調整を行います。

相談は無料です。まずはお電話下さい。

○委託事業者

「障がい者相談支援事業所はあと」(社会福祉法人 南高愛隣会)
雲仙市愛野町乙493番地6 電話 0957-36-3850

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

移動支援事業

屋外での移動が困難な在宅の障がいのある方(児童)が、外出される際付き添いのヘルパーを派遣します。

○手続き

印鑑、身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者福祉手帳をお持ちになり、申請書により手続きをしてください。

○申請に基づき、サービスの必要時間数を決定します。

○利用料

1割負担です。世帯の市民税課税状況により上限額を設定します。

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

通学支援事業

特別支援学校へ通学する児童に対して、ヘルパーが付き添い公共交通機関等（※）を利用しながら登下校することで、送迎を行う保護者の負担軽減及び児童の自立を図ることを目的とした事業です。

※公共交通機関等・・・通学方法について特に制限なくバス、鉄道、福祉有償運送（タクシー）等が利用できます。

○手続き

印鑑、身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちになり、申請書により手続きをしてください。

○申請に基づき、サービスの必要時間数を決定します。

○利用料

1割負担です。世帯の市民税課税状況により上限額を設定します。

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

日中一時支援事業

障がいのある方（児童）の日中活動の場を提供し、障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な負担の軽減を図ります。

○自宅やグループホーム等で生活されている障がいのある方（児童）で障害程度区分が「1」以上と判定された方。

○手続き

印鑑、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちになり、申請書により手続きをしてください。

○申請に基づき、障がい者の程度区分や介護を行う方の状況等を勘案し、サービスの種類、支給量を決定します。

○利用料

1割負担です。世帯の市民税課税状況により上限額を設定します。

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

意思疎通支援事業

(手話通訳者、要約筆記奉仕員等の意思疎通支援者を派遣)

聴覚障害者又は、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等へ意思疎通支援者を派遣します。

○派遣の申請

福祉課高齢障害班、市役所総合窓口課または各総合支所地域振興課に備え付けの申請書を窓口で提出していただくか、FAXで福祉課高齢障害班へ送信してください。

○意思疎通支援者の派遣内容

聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要な場合。ただし社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容及び公共の福祉に反すると認める内容を除く。

○利用料は無料、ただし事前の予約が必要です。

派遣希望の申込み等 福祉課高齢障害班

FAX 0957-36-8900

視覚障害者生活訓練事業

視覚に障がいのある方に、日常生活に必要な訓練及び指導等を行うことにより、社会参加の促進を図ることを目的に実施しています。

委託事業者・・・社会福祉法人 雲仙市社会福祉協議会

雲仙市愛野町乙1736番地3 電話0957-36-3766

○訓練内容・・・白杖歩行訓練、点字等の習得訓練

○利用料は無料です。

○訓練の参加の有無にかかわらず、視覚に障害のある方やボランティアとの交流会のみでも参加できます。

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

声の広報等発行事業

視覚に障がいのある方に、市広報紙等をCDに録音した『声の広報』を、毎月無料配布しています。

配布を希望される方は福祉課高齢障害班または特定非営利活動法人ふれあいステーションへ申し込んで下さい。

また、本庁総合窓口課、各総合支所地域振興課、福祉事務所福祉課並びに各地区図書館(室)にも貸し出し用のCDがありますのでご利用下さい。

問い合わせ 福祉課高齢障害班・特定非営利活動法人ふれあいステーション

自動車運転免許取得費の助成

市内在住者で身体障害者手帳(1級～4級)の交付を受け、通勤・通学が見込まれる方で、自動車運転免許証を取得しようとするとき、その費用の一部を助成します。

○助成額

自動車学校教習料など免許取得に要した費用に対して10万円を限度に3分の2以内の額を助成します。

○手続き

免許取得の訓練開始前に手続きしてください。

運転免許試験場による運転適正相談結果票の写しの提出が必要です。

※世帯の所得により、支給制限があります。

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

自動車改造費の助成

身体障害者手帳の肢体不自由1級・2級の方が仕事のためなどに使うため、自動車の「ハンドルに握りをつける・ブレーキやアクセルを手動にする」などの改造をしたとき、改造費用の一部を助成します。

○対象となる方(次のすべての要件に該当する方です)

- ・市内在住者で上肢機能障がい又は、下肢・体幹機能障がいで、身体障害者手帳が1級・2級の方。
- ・仕事などに使うため、障がい者本人が所有し運転する自動車の操行装置又は駆動装置等を改造する方。(トラックや商用車は除く)
- ・※世帯の所得により、支給制限があります。

○助成額：10万円を限度に、改造に要した費用

○手続きは、改造を行う前に改造見積書、身体障害者手帳、運転免許証、印鑑等が必要です。

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

年金と手当

障害基礎年金

国民年金加入中に、病気やケガで障がいが残ったときや、20歳前の事故や疾病等で、障がい認定日に政令で定められている障がい(国民年金の障害等級の1級・2級)の状態になった人で、次の条件のいずれかに該当する方に支給します。

1. 初診日(病気やケガで初めて医師の診療を受けた日)において、国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していること。
2. 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間(保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む)が3分の2以上あること。(初診日が平成28年3月31日までにあるときは、直近の1年間に滞納がなければよいことになっています)
3. 障害認定日に政令で定められている障害等級表の1級または2級の障害の状態になっていること。または、障害認定日に該当しなかった方が、65歳の前日までに該当するようになり請求したとき。

○年金額(平成30年4月現在)

- ・ 障害基礎年金1級……………年額 974,125円
- ・ 障害基礎年金2級……………年額 779,300円

年金の等級は、手帳の等級と範囲が異なりますので、ご注意ください。

○障がいの認定

裁定請求書の診断書などをもとに、障がいのもととなった病気などの初診日から1年6ヶ月経過した日又はその前に症状が固定した場合はその日(請求認定日)に、障がいの程度が障害等級表に該当する状態にあるかどうかで認定されます。

○障害厚生年金には、程度が軽い3級障害と障害手当金(一時金)制度があります。

問い合わせ

厚生年金加入者は諫早年金事務所 0957-25-1663

又は加入事業所所在地の日本年金機構

国民年金加入者は雲仙市総合窓口課保険年金班・各総合支所地域振興課

特別障害者手当

20歳以上で国民年金の1級程度の障がい重複するなど著しく重度の障がい状態にあるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする在宅障害者の方に支給されます。

- 手続きには、認定請求書・所定の診断書・手帳・印鑑・本人が年金を受給している場合は年金手帳又は年金証書及び公的年金源泉徴収票等前年の受領額がわかるもの・振込口座申出書・所得状況届が必要です。
- 支払は・・・年4回で5月、8月、11月、2月
- 手当の額は・・・月額26,940円（平成30年4月現在）
- 次に該当する方は支給されません。（支給中の方も資格喪失・支給停止になります。）
 - ・ 施設に入所している方
 - ・ 病院などに3ヶ月以上入院している方
 - ・ 本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上ある方
 - ・ 原爆被爆者の介護手当、公害被害補償法及び予防接種法の手当とは併給調整があります

障害児福祉手当

20歳未満で最重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の方に支給されます。支給月は特別障害者手当と同月です。

- 手続きには、認定請求書・所定の診断書・手帳・印鑑・課税調査同意書・振込口座申出書・所得状況届が必要です。
- 手当の額は……月額14,650円（平成30年4月現在）
- 次に該当する方は支給されません。（支給中の方も資格喪失・支給停止になります。）
 - ・ 施設に入所している方
 - ・ 障がいを支給事由とする公的年金等を受給している方
 - ・ 本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上ある方

経過的福祉手当

昭和61年3月31日現在、20歳以上の福祉手当受給者で、障害基礎年金及び特別障害者手当に非該当で、在宅の重度障がいのある方に支給されます。

- 手続きには、認定請求書・所定の診断書・手帳・印鑑・課税調査同意書・振込口座申出書・所得状況届が必要です。
- 手当の額は……月額14,650円（平成30年4月現在）

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

児童扶養手当

ひとり親世帯などで、18歳未満の児童を養育する人（母親など）で、定められた所得などの要件を満たす人に支給されます。 H30.4 現在

支給額	児童1人の場合	全額支給 月額 42,500円 一部支給 月額 42,490円～10,030円
	児童2人の場合	「児童1人の場合」の金額に 全額支給 月額 10,040円 一部支給 月額 10,030円～5,020円 を加算
	児童3人目以降	「児童2人の場合」の金額に1人につき 全額支給 月額 6,020円 一部支給 月額 6,010円～3,010円 を加算
支給月		4月・8月・12月
支給方法		金融機関への口座振込

《要件の主なもの》

- ① 父母が離婚し、父または母と生計が同じでない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害にある児童
- ④ 父または母の生死が不明な児童
- ⑤ 父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ その他（棄児など）

○次に該当する方は支給されません

- ・ 児童が児童福祉施設に入所している方
- ・ 受給資格者が障害年金のような公的年金を受給し、その受給額が児童扶養手当額を上回る方

○手続きには、認定請求書・戸籍謄本・預金通帳・印鑑・その他請求に必要な様式等が必要です。

問い合わせ 子ども支援課子育て支援班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

特別児童扶養手当

心身に中度または重度の障がいのある20歳未満の児童を養育している父、母、もしくは父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

○手続きには、

特別児童扶養手当認定請求書、児童の就学状況についての申立書、医師の診断書、戸籍謄本、同一住所地の居住者等に係る申立書、貯金通帳、印鑑

○次のような場合は支給されません。

- ・ 児童が児童福祉施設に入所している場合
- ・ 児童が障がいを理由として公的年金を受けることができる場合
- ・ 受給資格者、扶養義務者に一定以上の所得がある場合

○手当の額は…1級（児童1人につき）⇒月額51,700円

2級（児童1人につき）⇒月額34,430円（平成30年4月現在）

※手当の等級は、手帳の等級と範囲が異なりますので、ご注意ください。

○支給月…4・8・11月 支給方法…金融機関への口座振込

問い合わせ 子ども支援課子育て支援班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

心身障害者扶養共済制度

心身に障がいがあるために独立自活することが困難な方を扶養している保護者の方が、その生存中に毎月一定の掛金をかけ、万一のことがあった場合に、後に残された心身に障がいがある方に終身、一定の年金を支給する制度です。

○対象となる心身障がいの程度

- ①知的に障がいのある方
- ②身体障害者手帳が1級から3級までの方
- ③心身に永続的な障がいを持ち、その障がいの程度が①・②と同程度の方

○加入できる方は

現に上記の心身障害者（児）を扶養している方で

- ・県内に住んでいること
- ・65歳未満であること
- ・特別の疾病や障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態にあること

○年金の額は…加入者が死亡または重度障がい者になった場合

1口加入のとき 月額 20,000円

2口加入のとき 月額 40,000円

※ 加入者より先に障がいのある方（児）が死亡したときは、弔慰金（加入期間が1年以上であることが条件）が支給されます。

○掛金の額は

掛金の額は、加入時及び口数追加時の年度（4月1日から翌年3月31日）の4月1日時点の加入者の年齢に応じて金額が決まります。

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

公共料金などの割引、優遇制度

バス運賃・タクシー料金

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者には、路線バス、福祉タクシーや介護タクシーなどの運賃割引があります。

○ご利用の際は、手帳を運転士等へ提示してください。

対象者	路線バス ※精神障害者保健福祉手帳は 県内バス会社に限ります。		タクシー 運賃
	普通料金	本人・介護者とも5割引です。	
・身体障害者手帳第1種 ・療育手帳第1種 ・精神障害者保健福祉 手帳1級	定期料金	本人・介護者とも3割引です。 ※小児定期乗車券は除きます。	1割引
	普通料金	本人5割引です。	
・身体障害者手帳第2種 ・療育手帳第2種 ・精神障害者保健福祉 手帳2・3級	定期料金	本人3割引です。 ※小児定期乗車券は除きます。	
	普通料金	本人5割引です。	
・運転経歴証明書	・割引はありません。		タクシー 会社による

雲仙市乗り合いバス

・手帳所持者	普通料金	本人5割引です。	1割引
--------	------	----------	-----

※精神障害者保健福祉手帳で介護者割引を利用するには、「一種」シールを貼ることが必要です。「一種」シールは福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課にあります。

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

障害者福祉タクシー助成事業

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が外出に、タクシーを利用する場合にタクシー料金の一部を助成します。チケット制です。

※手帳による1割引と同時に利用できます。乗車時は、手帳を運転手へ提示ください。

○対象となる方

重度障害者：身体障害者手帳1級・2級又は療育手帳A1・A2該当者で有料道路障害者割引措置や自動車税減免、軽自動車税減免を受けていない方で、かつ、高齢者と障害者のみの世帯に属する方。

障害者：上記対象者を除く、身体障害者手帳1級・2級・3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方。

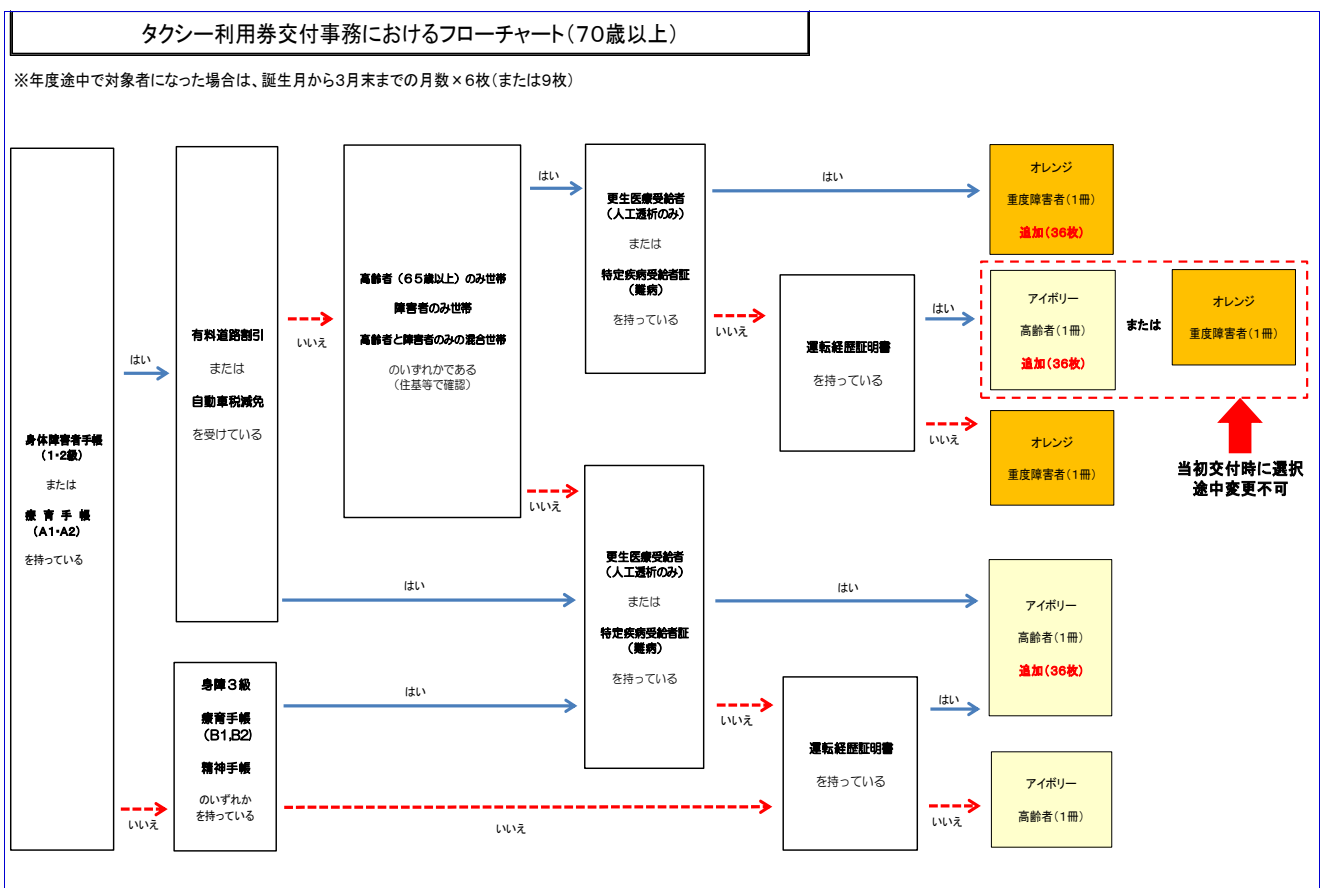
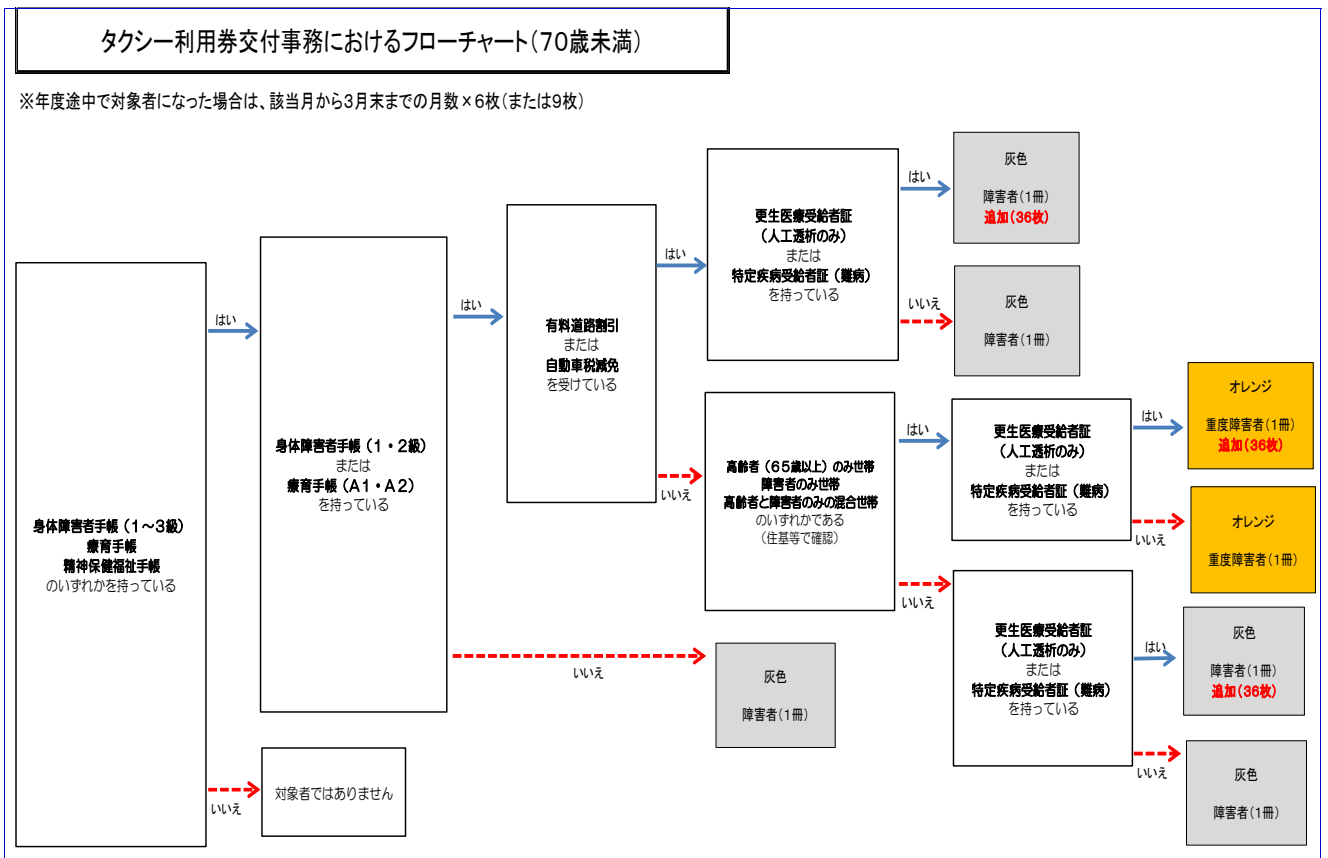
○助成内容

重度障害者：800円上限券×72枚

※人工透析を受けている方については108枚交付

障害者：3割券（上限800円）×72枚

○タクシー会社：雲仙市内の指定タクシー会社の利用に限ります。



島原鉄道運賃

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者には割引があります。

◎ご利用の際は、手帳を駅の窓口に提示してください。

種別	割引対象	乗車券種別	割引率	割引詳細
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳第1種・2種 ・療育手帳第1種・2種 ・精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級 	本人	普通乗車券 回数乗車券	50%	<ul style="list-style-type: none"> ・島原鉄道単独であれば距離に関係なく割引を適用となります。 ・但し、JR連絡乗車券を購入される場合は、片道の乗車距離が100kmを超える区間に限りません。
	本人と介護者	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券		<ul style="list-style-type: none"> ・介護者は1人のみ適用されます。 ・小児定期は割引を適用できません。 ・介護者の方が通学定期の資格をお持ちの場合も通勤定期となります。 ・本人介護者の方は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入していただきます。 <p>◎<u>介護者の適用</u> 手帳の2種（精神障害者保健福祉手帳については2・3級）については、12歳未満のみの介護者とする。</p>

◎第1種・第2種の区分は、身体障害者手帳・療育手帳に表示されています。

問い合わせ 島原鉄道本社鉄道課 0957-62-2232

J R 運賃

身体障害者手帳や療育手帳の所持者には、J R の運賃割引があります。

◎ご利用の際は、手帳を駅の窓口に提示してください。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳第 1 種 ・ 療育手帳第 1 種 	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券	本人及び介護者共に全区間 5 割引です。 ただし、1 種の身障者が単独で行動する場合は 2 種身障者扱いとなります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳第 2 種 ・ 療育手帳第 2 種 	普通乗車券	片道 101 km 以上利用するとき、本人のみ 5 割引です。
	定期乗車券	12 歳未満の障がい児が定期券を使用して介護者とともに乗車するとき、本人及び介護者の定期券が 5 割引となります。
ジパングクラブ	特急券（新幹線（のぞみを除く）、在来線）グリーン券、座席指定券 ※割引をしない日があります。	ジパングの手続きは雲仙市身体障害者福祉協会へ。P70 参照 男子 60 歳・女子 55 歳以上で年会費制により特急券・座席指定券ほかの割引を受けられます。有効期限 1 年 年会費 1,300 円が必要です。 ※寝台券、新幹線の特急券は対象外です。

◎第 1 種・第 2 種の区分は、身体障害者手帳・療育手帳に表示されています。

問い合わせ JR九州 諫早駅 0957-22-3458

航空運賃

障害者手帳の所持者には、航空機の運賃割引があります。

障害者手帳をお持ちの方が国内線を利用するとき、障害種別に関わらず、本人及び介護者 1 人まで（最大）割り引きされます。割り引き率は、航空会社や路線によって異なりますが、おおむね 3 割程度です。

航空会社	日本航空（株）、日本トランスオーシャン航空（株）、日本エアコミューター（株）、琉球エアコミューター（株）、（株）ジェイエア、（株）北海道エアシステム、全日本空輸（株）、ANA ウイングス（株）、スカイマーク（株）、（株）AIRDO、（株）ソラシドエア、（株）スターフライヤー、（株）フジドリームエアラインズ、アイベックスエアラインズ（株）、オリエンタルエアブリッジ（株）及び天草エアライン（株）
対象者	12 歳以上の身体障害者手帳所持者 12 歳以上の療育手帳所持者 12 歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者（顔写真つきのもの及び 搭乗日当日が有効期限内のもの）

◎ご利用の際は、手帳を航空券販売窓口へ提示してください。

◎いずれも国内線のみ。その他航空会社でも実施されている場合もありますので航空会社へ直接お問い合わせください。

有料道路料金

身体障害者手帳または療育手帳 A 1・A 2 の交付を受けた方が、高速道路などの有料道路を利用するとき、次の条件に該当する場合は、通行料金が 5 割引になります。

対象者	区分	内容	対象車両
身体障害者手帳「第 1 種」 療育手帳「第 1 種」	介護者 運転	本人又は介護者が、障がいのある方を乗せて有料道路を利用するとき	割引を利用する自動車は、障がいのある方 1 人につき 1 台に限ります。 (登録制)
身体障害者手帳「第 2 種」	本人運転	障がいのある方が、自ら運転して有料道路を利用するとき	

○手続きに必要なもの(新規、更新、変更いずれも)

- ① 身体障害者手帳または療育手帳
- ② 車検証
- ③ 免許証 (障害者ご本人が運転される場合のみ)
… ETC を利用する場合は、次の物もあわせて必要です。
- ④ 障害者本人名義の ETC カード (未成年の場合は親権者の名義のものでも可)
- ⑤ ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等、登録を受けようとする自動車に取り付けられた ETC 車載器の管理番号が確認できるもの
- ⑥ 82 円切手 (申込みは郵送になります。封筒は専用のものを準備してあります。)
※ ETC レーン利用での割引は、申込みから利用まで 2 週間ほどかかります。

○手続きの窓口 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

○有効期限があり、更新手続きが 2 年に 1 度必要です。

期限の 2 ヶ月前から手続きができます。ETC 利用の場合は、必ず割引有効期限の 2 週間前までに更新申請を行ってください。(割引が適用されない場合があります)

○対象になる自動車の車種などの条件…(障害者 1 人につき 1 台限定)

- ① 自家用の乗用車で、10 人乗りまでのもの。
- ② 自家用の貨物車で、座席と荷台の間に仕切りが無く、4～10 人乗りのもの。
- ③ 自家用の貨物車で、座席と荷台の間に仕切りがあり、最大積載量が 500kg までで、4～10 人乗りのもの。
- ④ 二輪車で、排気量が 125cc を超えているもの。
- ⑤ 自家用の特殊自動車の 10 人乗りまでのもので、「車いす移動車」か、「身体障害者輸送車」か、「キャンピング車」であるもの。
※軽トラックは、割引できません。
※貨物で、荷台部分が窓無しや目隠しになっているものは、割引できません。
※自家用でも、車体に店名や会社名が書かれているものは、割引できません。

○対象になる自動車の所有者、使用者の条件・・・(所有者、使用者は車検証に記載)

- ①障がいのある方
- ②障がいのある方と同じ住所に住んでいる方
- ③障がいのある方と別居の家族で、夫、妻、父母、祖父母、子・孫とその夫や妻、兄弟姉妹とその夫や妻
- ④障がいのある方の家族以外の方で、本人を介護している方も対象です。(法人不可)(①②に車がない場合)※第2種の方は対象となりません。
- ⑤長期リースやローンのため、所有者が法人のときは、使用者が①～④の方
※修理、車検などのときの「代車」は、割引できません。
※レンタカーは、割引できません。
※使用者が①～④で所有者が法人のものは、⑤以外の理由では割引できません。
割引できないものの例：勤め先の法人が所有する車を、通勤や営業等の使用のために、使用者へ貸し出しているもの。

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課
西日本高速道路株式会社 092-762-1111

パーキングパーミット制度

身体障害者用駐車場の利用を必要とする人に、パーキングパーミット(身体障害者駐車場利用証)を交付し、身体障害者用駐車場のうち管理者の協力を得た駐車場を利用する際に、利用証を提示する制度です。

○対象者

- ・ 身体に障がいのある方(身体障害者手帳の等級に条件あり)
- ・ 高齢者で要介護1以上の方
- ・ 特定疾患医療を受給している方
- ・ 知的に障がいのある方(療育手帳A1、A2)
- ・ けがにより車イスやつえを使用している方(車イスやつえを使用している期間)
- ・ 妊産婦(妊娠7ヶ月～産後3ヶ月の期間)

○申請に必要なもの

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 特定疾患医療受給者証
- ・ 療育手帳
- ・ 医師の診断書
- ・ 母子健康手帳

問い合わせ 福祉課福祉班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

駐車禁止除外措置

障害者手帳をお持ちの方（身体障害者手帳：下欄参照、療育手帳：A1・A2、精神障害者福祉手帳：1級）のうち、障がいの程度、若しくはその他歩行が困難な方が運転する自動車については、公安委員会が指定する法定駐車禁止区域（交差点、トンネル、坂の頂上等）を除く駐車禁止区域に駐車できる許可証を受けることができます。

障がいの区分		障がいの程度	障がいの区分		障がいの程度
視覚障がい		1級から4級の1	心臓機能障がい		1級及び3級
聴覚障がい		2級及び3級	じん臓機能障がい		1級及び3級
平衡機能障がい		3級	呼吸器機能障がい		1級及び3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	ぼうこう又は直腸機能障がい		1級及び3級
	移動機能	1級から3級までの各級（一下肢のみに運動障害がある場合を除く）	小腸機能障がい		1級及び3級
			ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級
			肝臓機能障害		1級から3級
			体幹不自由		1級から3級
			上肢不自由		1級から2級の2
			下肢不自由		1級から4級

手続きは；雲仙警察署で駐車許可証の交付を受けて下さい。

駐車するときは；許可証を運転席の前に置きます。

※上記基準に該当しない方でも、歩行困難な方は、駐車の必要性や駐車日時場所等を審査して、駐車禁止除外措置を受けることが可能です。

〔問い合わせ 雲仙警察署 0957-75-0110〕

身体障害者標識

肢体不自由で条件付き免許（例…義手、義足、装具、AT車に限る等）を持つ方が運転する自動車のための「身体障害者標識（身障者マーク）」や「聴覚障害者標識」があります。このマークをつけた車に対して、幅寄せや割り込みが禁止されています。マークは、車の前面と後面の見えやすい位置につけます。

また、障害のある方のシンボルマークで、車イスをデザインした「国際シンボルマーク」があります。このマークは、建築物や施設がバリアフリーであることを示す世界共通のマークとして利用されています。そのほかに視覚障害者のための国際シンボルマークがあります。詳しくは下記にお問い合わせ下さい

〔警察署内 雲仙市交通安全協会 75-0681 雲仙北支局 78-5523〕



身体障害者標識
（四葉のクローバーマーク）



聴覚障害者標識



障害者のための
国際シンボルマーク



視覚障害者のための
国際シンボルマーク

NHK放送受信料

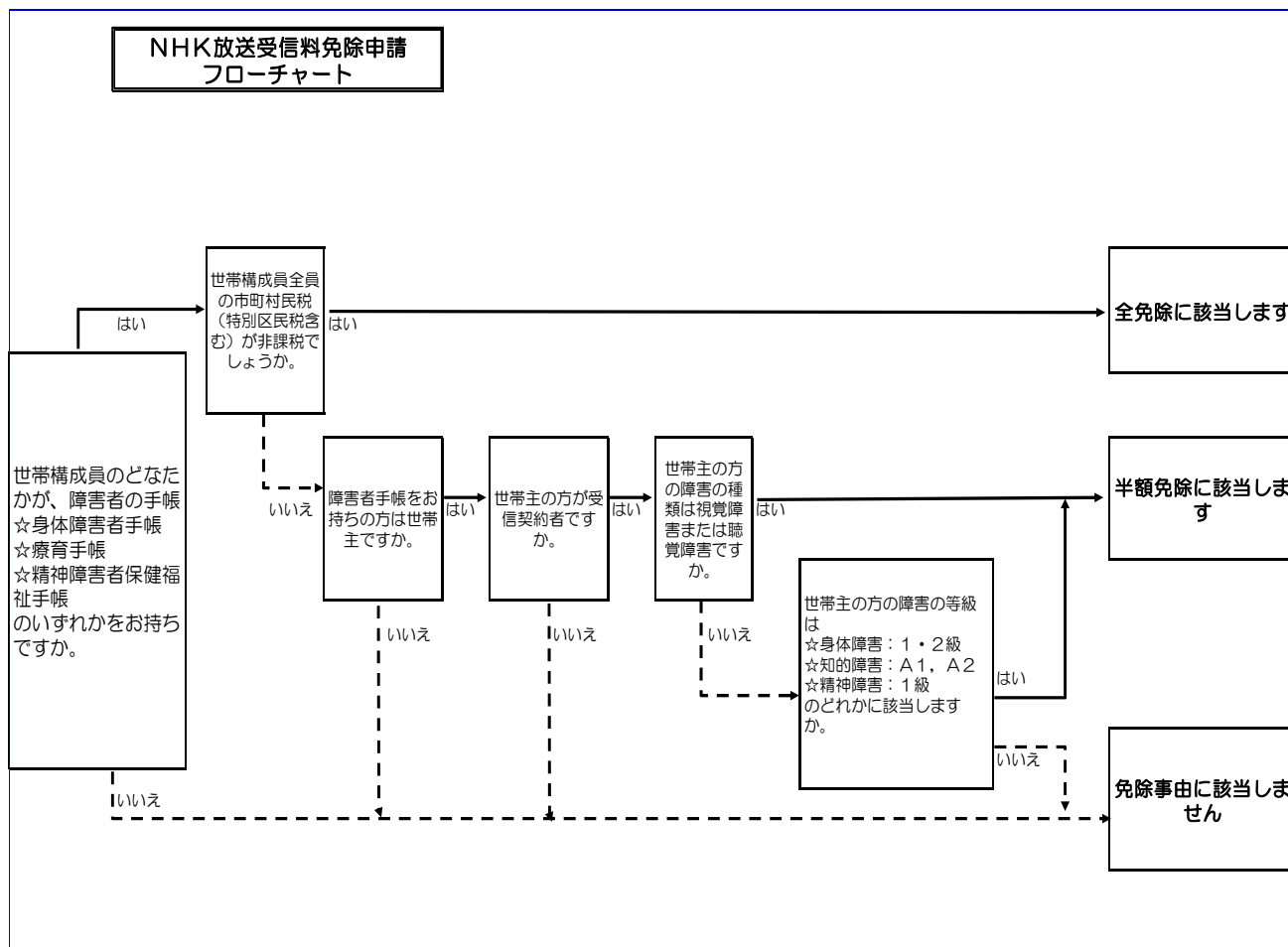
各種障害者手帳をお持ちの方が世帯構成員である世帯に対して、受信料が次のとおり免除されます。

全額免除	○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯構成員であり、世帯全員が市民税（住民税）非課税の場合
半額免除	○視覚・聴覚障害者が世帯主の場合 ○身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方が世帯主の場合

○ 手続き

- ①福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課または各総合支所地域振興課へ証明書の発行を申請します。手帳と印かんが必要です。
- ②その証明書をNHKに提出してください。

宛先 〒850-8603
長崎市西坂町1-1
NHK長崎放送局営業部



携帯電話基本料金使用料等

障害者の方に対する携帯電話基本使用料などの割引サービスが行われています。
詳しくは、下記の携帯電話の会社へお問い合わせください。

携帯電話会社名		問い合わせ先
NTT ドコモ	ドコモの携帯電話から	151（局番なし）
	一般電話から	0120-800-000
	ドコモホームページ	http://www.nttdocomo.co.jp/
au	auの携帯電話から	157（局番なし）
	一般電話から	0077-7-111
	au ホームページ	http://www.au.kddi.com/
ソフトバンク	ソフトバンクの携帯電話から	157（局番なし）
	一般電話から	0800-919-0517
	ソフトバンクホームページ	http://mb.softbank.jp/mb/

税の控除や減免

所得税・市民税・県民税・相続税

手帳をお持ちの方が税の申告をする際に、控除が受けられます。

	特別障害者		障害者	
	身体障害者手帳 1・2 級		3～6 級	問合せ先
	療育手帳 A 1、A 2		B1、B 2	
	精神障害者保健福祉手帳 1 級		2・3 級	
所得 税	障害者控除	40 万円	27 万円	島原税務署 0957-62-3281
	配偶者の扶養控除	同居は 35 万円 加算	/	
	扶養控除			
市 ・ 県 民 税	障害者控除	30 万円		26 万円
	配偶者の扶養控除	同居は 23 万円 加算	/	
	扶養親族			
相 続 税	12 万円 × (70 歳 - 相続者の年齢)			6 万円 × (70 歳 - 相続者の年齢)

贈与税

特別障害者（身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 1、A 2）の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特別障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価格のうち 6,000 万円までは贈与税がかかりません。

問い合わせ 島原税務署 0957-62-3281

自動車取得税・自動車税・軽自動車税

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、または家族の方が障がいのある方に代わって通院・通学・生業のために自動車を運転する場合、及び単身世帯の障がいのある方が所有し、その障がいのある方を常時介護する方が運転する場合、自動車取得税などの減免が受けられます。

減免を受けられるのは、障がいのある方 1 人に対し、自動車税か軽自動車税かのいずれかに限ります。

また、減免の対象や手続きの方法は、自動車取得税・普通自動車の自動車税の県税と、軽自動車税の市税では異なる部分がありますので、ご注意ください。

○自動車取得税、自動車税減免対象者の範囲

障がいの区分		障害の程度		
		○障がいのある方が運転する場合（本人運転）	○障がいのある方と生計をひとつにする者が運転する場合（家族運転） ○障がいのある方のみで構成される世帯の障がいのある方を常時介護する者が運転する場合（常時介護者運転）	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～3級・4級の1号 (注1)	1級～3級・4級の1号	
	聴覚障害	2級・3級	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害に限る）		
	上肢不自由	1級・2級	1級・2級	
	下肢不自由	①1級～6級 ②7級で他の障がいを複合する場合は手帳の総合等級が1級・2級	①1級～3級 ②4級～7級で他の障がいを複合する場合は手帳の総合等級が1級・2級	
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	1級・2級
		移動機能	1級～6級	1級～3級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	1級・3級	1級・3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級	
	療育手帳	重度（A1・A2）	重度（A1・A2）	
精神障害者保健福祉手帳	1級（自立支援医療（精神通院医療）の認定を受けている方）	1級（自立支援医療（精神通院医療）の認定を受けている方）		

※療育手帳並びに精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、家族運転と常時介護者運転の場合が対象となります。

（注1）1号・・・視力 0.12以下、2号・・・視野 10度

○減免対象自動車の要件

区 分	自動車の名義	運 転 者	使用目的
障がいのある方が自動車を運転する場合（本人運転）	障がいのある方 又は障がいのある方と生計をひとつにする方	障がいのある方	特に問いません
障がいのある方のために生計をひとつにする方が運転する場合（家族運転）		障がいのある方と生計をひとつにする方	専ら障がいのある方の通学・通所・通院・生業のため
障がいのある方のみで構成される世帯の障がいのある方のために常時介護するものが運転する場合（常時介護者運転）	障がいのある方本人	障がいのある方を常時介護する方	

○減免申請手続き

自動車取得税、自動車税（様式は振興局又は出張所にあります）

本人運転

減免申請書、自動車名義人の認印、障害者手帳、運転免許証、生計をひとつにする者が自動車の名義人場合は生計をひとつにすることを証明する書面（住民票謄本又は抄本等）車検証

家族運転

本人運転の書類に加えて、利用目的に応じて通学証明書、通院証明書、生業の実態を明らかにする（確定申告書の写し等）証明書、障害のある方と運転者及び車の名義人が生計をひとつにすることを証明する書面（住民票謄本又は抄本等）。

障害のある方のみで構成される世帯

本人運転の書類に加えて、運行計画書兼証明書、誓約書、身体障害者等のみで構成される世帯であることを証する書面（住民票謄本又は抄本等）。

○軽自動車税減免手続き

- ・ 月割減免はありませんので、申請は年に一度、納税通知が郵送されてから納期限の7日前までに手続きしてください。（毎年4月頃）
- ・ 手続きには、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか。運転免許証、車検証(写し可)、軽自動車納税通知書兼領収書、印鑑が必要です。
- ・ 家族運転の場合は、初めて申請をされるときのみ通院証明書・通学証明書、本人と同一生計であることを証明できる書類(生計同一証明書・常時介護証明書・健康保険証など)が必要です。
- ・ 構造が専ら障がいのある方の利用に供する軽自動車などで、車検証に「車いす移動車」「入浴車」などの記載がある特殊用途軽自動車を所有する方。

問い合わせ 自動車取得税、自動車税は県央振興局税務部 0957-22-0508
軽自動車税は市役所税務課国保市民税班、各総合支所地域振興課

資金の貸付

生活福祉資金貸付制度（長崎県社会福祉協議会）

この事業は、一時的に生活維持が困難な場合に必要な資金を貸付け、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、安定した生活を営むことができるよう支援します。

○基本要件

- ・ 世帯単位の貸付
生活福祉資金の貸付は、世帯を単位として貸付けるものであり、原則として「世帯主」が借入申込者となります。
- ・ 社協・民生委員の相談援助が前提
生活福祉資金貸付制度は、借入相談から申込み、貸付、償還中において、社協の継続的支援や、民生委員の相談援助活動が前提となっています。これらの支援・援助を受けることを拒否する場合は貸付できないことがあります。
- ・ 他制度優先
他の公的貸付制度等の貸付を受けることが可能な場合には、他制度を優先活用していただくこととなります。
- ・ 購入及び支払い済みの経費は貸付対象外
既に購入及び支払い済みの経費は、貸付の対象となりません。

○利用対象者

- ・ 低所得世帯
独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯。
- ・ 高齢者世帯
65歳以上の高齢者が同居している世帯。
- ・ 障害者世帯
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がいのある方の属する世帯。

○資金の種類

- ・ 障害者用の自動車の購入に必要な経費等

○利用手続き

- ・ 相談
雲仙市社会福祉協議会の各事務所へ直接お越しになるか、電話またはFAXでご連絡下さい。
- ・ 申請受付
雲仙市社会福祉協議会の各事務所へ、申込関係書類の提出をしていただきます。
- ・ 審査会
申込関係書類を雲仙市社会福祉協議会において確認し、長崎県社会福祉協議会の貸付審査会にて適正審査がなされます。

申込み・問い合わせ 雲仙市社会福祉協議会各事務所

福祉資金貸付事業

○ 利用対象者

雲仙市内に住む生活困難者世帯で、生活の再建に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯。

○ 資金の種類

- ・ 一般福祉資金（5万円から10万円を限度とする資金）
- ・ 小口福祉資金（5万円以下の資金）

○ 利用手続き、相談

雲仙市社会福祉協議会の各事務所へ直接お越しになるか、電話またはFAXでご連絡下さい。

○ 申請受付

雲仙市社会福祉協議会の各事務所へ、申込関係書類の提出をしていただきます。

相談受付

相談受付	相談会場	電話番号	相談日	相談時間
国見事務所	国見町総合福祉センター	0957-78-0596	毎週月曜 ～金曜日 (祝祭日は お休みです)	8:30 ～17:00
瑞穂事務所	瑞穂ヘルシー会館	0957-77-3670		
吾妻事務所	吾妻就業改善センター	0957-38-3511		
愛野事務所	愛野保健福祉センター	0957-36-0071		
千々石事務所	千々石老人福祉センター	0957-37-2755		
小浜事務所	小浜老人福祉センター	0957-75-0620		
南串山事務所	南串山保健福祉センター	0957-88-2143		

雇用促進

雇用促進

障がいのある方の雇用促進及び技能取得のために様々な施策がとられ、また各種の施設が設置されています。

《就職を希望する方は》

公共職業安定所（ハローワーク）に相談してください。障がいのある方の雇用を担当する係官が配置されています。

項目	内容
職場適応訓練	職場環境に適応させるため、事業主に委託して適応訓練が行われます。
ジョブコーチによる支援	障がいのある方が職場に適応できるよう、ジョブコーチが職場に出向いて、障害者、事業主、家族に対して必要な助言や提案が行われます。
トライアル雇用（試行雇用）	障がいのある方の雇用の知識や経験がなく、障がいのある方の雇用をためらっている事業所に障がいのある方の雇用に取り組むきっかけを作ります。
精神障害者ステップアップ雇用	精神に障がいのある方の就業を短時間から始め、職場への適応状況に合わせて時間を延長していきます。

職業安定所を通して職業訓練または職業能力判定を受けると①就職指導 ②職業訓練手当 ③職場適用訓練 ④判定を受けるための旅費の支給が受けられます。

詳しくは、諫早公共職業安定所へお尋ねください。

諫早市幸町4-8 電話0957-21-8609

雲仙市障害者職場実習促進事業

平成25年4月1日より雲仙市障害者職場実習促進事業が開始されました。事業者には、職場実習を受けた障害者の方に自宅から実習先までの交通費と傷害保険料を助成します。

実習奨励金支給対象者

- ・ 障害者就業・生活支援センターのあっせんによる職場実習
（実習期間中、実習援助者の支援が確保されていること）
- ・ 職場実習の期間は、1ヶ月以内の範囲
（1日の実習時間が4時間以上であること。）

問い合わせ 福祉課高齢障害班・市役所総合窓口課・各総合支所地域振興課

福祉施設

障がいのある方(児)の自立と更生及び治療と介護を目的とした様々な施設があります。福祉サービスごとの事業所については、雲仙市で利用されている主な事業所を記載しております。記載している以外の事業所については福祉事務所高齢障害班へお問合せください。

障害福祉サービス事業所

○居宅介護サービス事業所（市内）

障がいのある方(児)が居宅において入浴、排泄及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、その他生活全般にわたる援助を行います。

事業所名	所在地		電話番号
ケアサポート絆	雲仙市	瑞穂町西郷庚210番地4	0957-77-3601
ホームヘルプステーション 南串山荘	雲仙市	南串山町丙10722番地	0957-88-2922
ホームヘルプステーション ほっと	雲仙市	瑞穂町古部甲 1432-15	0957-77-3202
小浜居宅支援事業所	雲仙市	小浜町北本町14番地3	0957-75-0621
瑞穂居宅支援事業所	雲仙市	瑞穂町西郷辛621番地7	0957-77-3670
ヘルプステーションえん	雲仙市	愛野町乙 576 番地 4	090-2961-9447
ホームヘルパー105	雲仙市	小浜町北野 373 番地	0957-75-4565

○行動援護サービス事業所（島原半島3市）

知的障がい又は精神障がいにより行動上に著しく困難を有する障がい者で常時介護を要する者につき、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護を行います。

事業所名	所在地		電話番号
ホームヘルプステーション ほっと	雲仙市	瑞穂町古部甲 1432-15	0957-77-3202
小浜居宅支援事業所	雲仙市	小浜町北本町14番地3	0957-75-0621
瑞穂居宅支援事業所	雲仙市	瑞穂町西郷辛621番地7	0957-77-3670
生活支援センターとも	島原市	萩が丘2丁目 5743 番	0957-63-3739
たすかる	南島原市	深江町戊 2970 番地 2	0957-72-4521

○療養介護サービス事業所（長崎県内）

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

事業所名	所在地		電話番号
独立行政法人国立病院機構長崎病院	長崎市	桜木町6-41	095-823-2261

独立行政法人 国立病院機構 長崎川棚 医療センター	東彼杵郡	川棚町下組郷2005-1	0956-82-3121
みさかえの園総合発達医療福祉センター むつみの家	諫早市	小長井町牧570番地1	0957-34-3113
みさかえの園あゆみの家	諫早市	小長井町遠竹2727-3	0957-34-3115
障害福祉サービス事業 療養介護 諫早 療育センター	諫早市	有喜町537番地2	0957-28-3131

○生活介護サービス事業所（島原半島3市）

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排泄・食事等の介護を行うと共に、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

事業所名	所在地		電話番号
いこいのひろば・おおぞら	雲仙市	瑞穂町古部甲2504番地	0957-77-3600
ウェルカム社瑞穂	雲仙市	瑞穂町西郷己854番地1	0957-77-4294
ケアステーション あいの	雲仙市	愛野町乙2339番地3	0957-36-7575
ワークハウスはちまん	雲仙市	南串山町丙1204番地1	0957-88-3005
わくわく	雲仙市	瑞穂町西郷辛239-3	0957-77-4984
社会福祉法人 幸和会 デイサービス センター ふれあい	雲仙市	吾妻町大木場名75番2	0957-20-0055
障害者支援施設 あけぼの学園	雲仙市	南串山町丙9716番地	0957-88-2122
ありがとう	島原市	有明町湯江甲字前田876番地1	0957-60-4177
デイサービスさくら	島原市	宮の町738	0957-64-5201
銀の星学園	島原市	宮の町249番地1	0957-62-2961
光のフェアリー	島原市	萩が丘2丁目5732番	0957-64-7065
若菜寮	島原市	広高野町甲1198	0957-63-3850
松光学園	島原市	立野町丙1900-19	0957-64-0187
障害者支援施設 島原療護センター	島原市	礫石原町甲1201番地91	0957-64-5131
清華学園	島原市	有明町大三東甲2150番地	0957-68-1161
島原グリーンステーション	島原市	緑町8258番地1	0957-63-3064
明けの星寮	島原市	宮の町626番地1	0957-63-7280
きらり作業所	島原市	新田町282-2	0957-73-9866
キャンパス	南島原市	深江町戊3148番地1	0957-72-6294
グリーンヒルワークス	南島原市	深江町丁6993	0957-72-6194
サポートじねん	南島原市	深江町戊3878-4	0957-72-5393
デイサービス たすかる	南島原市	深江町戊2825	0957-72-3514
デイ雲	南島原市	加津佐町甲5718番地	0957-87-2284

ブライト	南島原市	深江町戊2970番地2	0957-65-1800
レスト	南島原市	深江町戊3153-5	0957-65-1100
雲仙高原ハイツ	南島原市	深江町戊2970-1	0957-72-6294
社会福祉法人 悠久会 ありえ未来ワークセンター	南島原市	有家町尾上4024番地1	0957-82-8700
障害者支援施設 あかつき学園	南島原市	加津佐町乙933番地1	0957-87-5165
障害者支援施設 八雲寮	南島原市	加津佐町甲5718番地	0957-87-2347
生活介護事業所 デイ雲柿の木	南島原市	有家町蒲河2273番地	0957-76-8833
早崎ステーション	南島原市	口之津町乙2240番地1	0957-86-5533
普賢学園	南島原市	深江町戊2825	0957-72-2297
普賢学園南有馬	南島原市	南有馬町甲1397-1番地	0957-85-2300

○短期入所サービス事業所（市内）

自宅で介護する方が病気、その他の理由により短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事及びその他必要な介護を行います。

事業所名	所在地		電話番号
ケアステーション あいの(短期入所)	雲仙市	愛野町乙2339番地3	0957-36-7575
ショートステイ あけぼの学園	雲仙市	南串山町丙9716番地	0957-88-2122
花	雲仙市	瑞穂町西郷辛1484番地1	0957-77-3936
短期入所 星のくま	雲仙市	愛野町甲3541番地1	0957-36-7150

○共同生活援助（グループホーム）サービス事業所（市内）

共同生活を営む住居において、相談、その他の日常生活上の援助を行います。

法人名	ホーム名	所在地		電話番号
株式会社おばまの森	おばまの森	雲仙市	小浜町南本町1215番地	0957-75-0899
社会福祉法人 コスモス会	こすもすⅡ	雲仙市	国見町神代戊1923番地1	0957-78-2121
	こすもすⅢ	雲仙市	小浜町富津846	0957-75-0808
	こすもすⅥ	雲仙市	瑞穂町西郷己854番地1	0957-77-4294
社会福祉法人 南高愛隣会	あいの	雲仙市	愛野町乙521-1	0957-36-1340
	あづま	雲仙市	吾妻町大木場名251-6	0957-38-6462
	くわた	雲仙市	瑞穂町伊福乙2593	0957-77-3723
	こべ	雲仙市	瑞穂町古部甲515-1	0957-77-4202
	さいごう	雲仙市	瑞穂町西郷乙室田26番1	0957-77-2180
	さつき	雲仙市	瑞穂町伊福乙2660	0957-77-3980
	たいしょう	雲仙市	瑞穂町古部甲549	0957-77-4917
社会福祉法人 八幡会	グループホーム むなかた	雲仙市	南串山町丙2438番地	0957-88-3007

	ケアホーム あさかぜ	雲仙市	南串山町丙9679番地2	0957-88-2860
特定非営利活動法人 星のくま	グループホーム 星のくま1号館	雲仙市	愛野町甲 3541 番地 1	0957-36-7150

○宿泊型自立訓練サービス事業所（島原半島、諫早市）

知的障がい者・精神障がい者に自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

名 称	所在地		電話番号
アガペ	雲仙市	瑞穂町西郷戊 1390 番地 18	0957-77-3211

※他該当なし

○自立訓練（生活訓練）サービス事業所（島原半島、諫早市）

知的障害がい者・精神障がい者に自立した日常生活又は社会生活ができるよう、日中において一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名	所在地		電話番号
あいりん	雲仙市	瑞穂町伊福乙 2660	0957-77-3637
自立訓練(生活訓練)事業所 デイ雲柿 の木	南島原市	有家町蒲河2273番地	0957-76-8833
就労継続支援B型事業所 ワークネット やはた	南島原市	加津佐町甲5527番地2	0957-87-5055
つくし学園	諫早市	小船越町554番地2	0957-27-0121
リンク	諫早市	金谷町5番17号	0957-47-5559
わーくかんまち	諫早市	上町11-5	0957-35-4886
ワークステーションむつごろうⅡ	諫早市	本野町 1650-8	0957-20-6560

○就労移行支援サービス事業所（島原半島、諫早市）

一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名	所在地		電話番号
ワークセンターあいの	雲仙市	愛野町乙 2336 番地 1	0957-27-5525
ハイル1	島原市	下川尻町 8008-4	0957-73-9831
きらり作業所	島原市	新田町 282-2	0957-73-9866
雲仙高原ハイツ	南島原市	深江町丁6993番地	0957-72-6294
就労移行支援事業所 ワークネット やはた	南島原市	加津佐町甲5527番地2	0957-87-5055
障がい者就労支援センター 南島原 コミュニティ	南島原市	西有家町須川 1583	0957-82-1757

障害者支援施設 あかつき学園	南島原市	加津佐町乙933番地1	0957-87-5165
普賢学園	南島原市	深江町戊2825	0957-72-2297
アストルテ	諫早市	厚生町3-20	0957-35-7521
キャッチアップインサポート	諫早市	城見町29-39	0957-47-5579
さをり工房ながさき	諫早市	天満町34番5号	0957-35-7970
つくし学園	諫早市	小船越町554番地2	0957-27-0121
わーくかんまち	諫早市	上町11-5	0957-35-4886
ワークステーションむつごろうI	諫早市	本野町1650-8	0957-20-6560
就労支援センター 一輪花	諫早市	平山町582番地1	0957-47-8148
諫早ワークス	諫早市	目代町1816番地1	0957-24-6145

○就労継続支援（A型）サービス事業所（島原半島、諫早市）

一般企業での就労が困難な方に、雇用契約に基づく働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

事業所名	所在地		電話番号
エース光	雲仙市	瑞穂町古部乙10番地4	0957-77-4080
コロニーエンタープライズ	雲仙市	瑞穂町古部甲1572番地	0957-77-2137
瑞宝太鼓	雲仙市	瑞穂町古部甲2504番地	0957-77-3934
味彩花	雲仙市	瑞穂町古部甲1432番地6	0957-77-3965
スマイルワーク	雲仙市	吾妻町古城名字土井138番地1	0957-38-3137
Libre	島原市	大手原町2141-24	0957-73-6030
ハイル1	島原市	下川尻町8008-4	0957-73-9831
光	島原市	有明町大三東丁296番地1	0957-68-5229
島原むすびす	島原市	片町578番地8	0957-73-9555
サテライト・ヤマ昇	南島原市	布津町丙4669番地41	0957-72-4148
ノーブル	南島原市	加津佐町戊1152-19	0957-87-5977
就労継続支援A型事業所 コミュニティー ほかにわ	南島原市	加津佐町甲5785番地1	0957-87-5830
障がい者就労支援作業所 オリーブ	南島原市	加津佐町丁1595番地	0957-75-2255
正吉	南島原市	深江町戊692番地1	0957-65-1121
正健	南島原市	深江町丙265番地	0957-65-1140
キャッチアップインサポート	諫早市	城見町29-39	0957-47-5579
ジョブサポート ちえの和	諫早市	泉町45番地5	0957-47-5308
ととつ亭	諫早市	福田町23番40号 渡辺ビル1階	0957-47-8562
ブルースカイ	諫早市	福田町357-1	0957-35-4880
ラヴァンド	諫早市	中央干拓72番地	0957-22-7576
ワークポート	諫早市	小豆崎町704番地3	0957-47-8642
就労支援施設 げんき	諫早市	幸町7番27号	0957-24-0778

障害者就労支援センターつくし	諫早市	貝津町 1104 番地 5	0957-26-8165
就労支援施設みらい	諫早市	小川町 792 番地 3	0957-47-6922
障害者就労支援事業所さざんか	諫早市	小長井町小川原浦 548 番地	0957-34-2808
くくり	諫早市	白原町 2200-2	0957-34-7808
シェ・サン	諫早市	永昌町 31-29	0957-47-5566

○就労継続支援（B型）サービス事業所（島原半島、諫早市）

一般就労が困難で、年齢や心身の状態等により就労が困難な方に、雇用契約に基づかず、働く場を提供すると共に、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

事業所名	所在地		電話番号
あいりん	雲仙市	瑞穂町伊福乙 2660 番地	0957-77-3637
ウェルカム社瑞穂	雲仙市	瑞穂町西郷己 854 番地 1	0957-77-4294
おばまの森	雲仙市	小浜町北野 405 番地	0957-75-0088
コロニーエンタープライズ	雲仙市	瑞穂町古部甲 1572 番地	0957-77-2137
ハローフレンズ	雲仙市	瑞穂町古部甲 2504 番地	0957-77-3985
もくもく	雲仙市	小浜町北本町 862 番地 2	0957-74-3665
よろこびの里	雲仙市	小浜町南本町 518 番地	0957-74-5829
ワークセンターあいの	雲仙市	愛野町乙 2336 番地 1	0957-36-7575
ワークハウスはちまん	雲仙市	南串山町丙 1204 番地 1	0957-88-3005
地域就労事業所 野の花風館	雲仙市	国見町多比良丁 1366 番 1	0957-78-3866
就労支援センター一輪花くみに	雲仙市	国見町多比良乙 413 番地 3	0957-73-6300
スマイルワーク	雲仙市	吾妻町古城名字土井 138 番地 1	0957-38-3137
ありがとう	島原市	有明町湯江甲字前田 876 番地 1	0957-60-4177
ネットワークセンター ひかり	島原市	萩が丘 2 丁目 5715 番地 1	0957-62-7143
わーくしまばら	島原市	宮の町 740 番地 1	0957-77-2180
きらり作業所	島原市	新田町 282-2	0957-73-9866
清華学園	島原市	有明町大三東甲 2150 番地	0957-68-1161
島原グリーンステーション	島原市	緑町 8258 番地 1	0957-63-3064
島原グリーンスポーツ	島原市	北安徳町 3001 番地	0957-64-2764
明けの星寮	島原市	宮の町 626 番地 1	0957-63-7280
こいまち工房	島原市	秩父が浦町丁 3548-1	090-3327-4867
エコ・パーク論所原	南島原市	北有馬町丙 4731 番地 2	0957-65-7056
キャンパス	南島原市	深江町戊 3148 番地 1	0957-72-6294
グリーンヒルワークス	南島原市	深江町丁 6993	0957-72-6194
サポートじねん	南島原市	深江町戊 3878-4	0957-72-5393
ノーブル	南島原市	加津佐町戊 1152-19	0957-87-5977
雲仙高原ハイツ	南島原市	深江町丁 6993 番地	0957-72-6294

社会福祉法人 悠久会 ありえ未来ワークセンター	南島原市	有家町尾上4024番地1	0957-82-8700
就労継続支援B型事業所 ワークネットやはた	南島原市	加津佐町甲5527番地2	0957-87-5055
障害者支援施設 あかつき学園	南島原市	加津佐町乙933番地1	0957-87-5165
正健	南島原市	深江町丙 265 番地	0957-65-1140
早崎ステーション	南島原市	口之津町乙2240番地1	0957-86-5533
普賢学園	南島原市	深江町戊2825	0957-72-2297
普賢学園南有馬	南島原市	南有馬町甲 1397-1 番地	0957-85-2300
障がい者就労支援センター 南島原 コミュニティ	南島原市	西有家町須川 1583	0957-82-1757
Work・にじいろ	諫早市	幸町 24-33 山本ビル1階	0957-56-8321
さをり工房ながさき	諫早市	天満町 34 番 5 号	0957-35-7970
ジョブサポート ちえの和	諫早市	泉町 45 番地 5	0957-47-5308
しらぬい学園	諫早市	高来町黒新田260-2	0957-32-2155
つくし学園	諫早市	小船越町554番地2	0957-27-0121
ドンキーワールド	諫早市	八天町 6 番 17 号	0957-22-9569
結-you	諫早市	福田町 20 番 20 号 アネックス 福田 201 号室	0957-47-8884
はっと ながさき	諫早市	貝津町 1532 番地 1	0957-26-2555
ぱれっと	諫早市	川床町 127 番地 2	0957-21-6131
キャッチアップインサポート	諫早市	城見町 29-39	0957-47-5579
ライフステーション つくし	諫早市	小船越町554-2	0957-23-8140
アストルテ	諫早市	厚生町 3-20	0957-35-7521
わーくいさはや	諫早市	船越町891番地2	0957-35-7555
ワークステーションむつごろう I	諫早市	本野町 1650-8	0957-20-6560
ワークスペース あん	諫早市	小長井町遠竹 2727-1	0957-34-9700
居宅生活支援センター ケイコム	諫早市	貝津町 1206-5	0957-28-9960
就労継続支援(B型)ワイドビジョン	諫早市	小船越町680番地1	0957-25-3300
就労継続支援(B型)事業所「ゆめ工房」	諫早市	多良見町困434番地2	0957-49-2111
就労継続支援B型事業所 かたつむりの家	諫早市	高来町汲水 1 番地	0957-32-5919
就労継続支援B型事業所 ヒューマンワーク	諫早市	松里町 709 番地 1	0957-28-6633
就労支援センター ラポール諫早	諫早市	福田町5番46号	0957-21-8281
就労支援センター 一輪花	諫早市	平山町 582 番地 1	0957-47-8148
就労支援センターB型あおぞら	諫早市	幸町 65 番 21 号	0957-46-5506

就労支援センターコパン	諫早市	松里町 1303 番地 1	0957-28-2587
就労支援施設 コネクト	諫早市	土師野尾町 1833-1	0957-47-6006
就労支援事業所 mina.mina	諫早市	泉町 27 番 33 号	0957-47-9788
障害者就労センターロバの店	諫早市	川内町 524 番地 1	0957-56-9768
障害者就労支援センターつくし	諫早市	貝津町 1104 番地 5	0957-26-8165
諫早ワークス	諫早市	目代町1816番地1	0957-24-6145
障害者就労支援事業所さざんか	諫早市	小長井町小川原浦 548 番地	0957-34-2808
シェ・サン諫早	諫早市	天満町 43 番地	0957-47-5566

○自立生活援助事業所（島原半島、諫早市）

入所施設やグループホーム等から1人暮らしへの移行を希望する障害のある方へ地域生活を支援するサービスです。

事業所名	所在地		電話番号
アシスト	雲仙市	瑞穂町伊福乙 2593	0957-77-2180

○施設入所支援（雲仙市で決定をしている受給者が実際に入所している施設）

障がいのある方が入所して、主として夜間や休日において、入浴、排泄、食事等の介護等を行います。

事業所名	所在地		電話番号
障害者支援施設 あけぼの学園	雲仙市	南串山町丙9716番地	0957-88-2122
銀の星学園	島原市	宮の町249番地1	0957-62-2961
指定障害者支援施設 島原療護センター	島原市	礪石原町甲 1201 番地 91	0957-64-5131
若菜寮	島原市	広高野町甲1198	0957-63-3850
清華学園	島原市	有明町大三東甲 2150 番地	0957-68-1161
明けの星寮	島原市	宮の町626番地1	0957-63-7280
障害者支援施設 あかつき学園	南島原市	加津佐町乙933番地1	0957-87-5165
障害者支援施設 八雲寮	南島原市	加津佐町甲5718番地	0957-87-2347
普賢学園	南島原市	深江町戊 2825	0957-72-2297
きぼうの里	諫早市	本野町1549番地14	0957-25-9021
しらぬい学園	諫早市	高来町黒新田260-2	0957-32-2155
みさかえの園 第二めぐみの家	諫早市	小長井町遠竹2727番地10	0957-34-3112
みさかえの園のぞみの家	諫早市	小長井町遠竹2727番地1	0957-34-3114
三彩の里	大村市	原町802-1	0957-55-8833
障害者支援施設 パールハイム	大村市	木場2丁目463番地1	0957-53-6709
鈴田の里学園	大村市	大里町1150番地	0957-53-0054

サンビレッジ	長崎市	西山4丁目597番地1	095-827-1822
ながかきワークビレッジ	長崎市	西山4丁目610番地	095-824-4243
みのり園	長崎市	平山町1231番地3	095-898-4088
三和みのり園	長崎市	布巻町1477番地	095-892-0081
潮見が丘学園	長崎市	潮見町567番地17	095-830-2726
長崎リハビリテーション	長崎市	松崎町1491番地1	095-850-0770
光明園	西海市	大瀬戸町瀬戸西濱郷1603番地12	0959-23-3030
大瀬戸厚生園	西海市	大瀬戸町瀬戸西濱郷1603-12	0959-23-3030
第一長崎慈光園	東彼杵郡	川棚町小串郷1956	0956-82-2136
第二長崎慈光園	東彼杵郡	川棚町小串郷1956	0956-82-2136
常明園	東彼杵郡	東彼杵町蔵本郷1465番地	0957-47-1311
障害者支援施設にじいろ	佐世保市	大潟町50番地1	0956-59-5552
佐世保祐生園	佐世保市	針尾西町267番地	0956-58-2139
清和園	南松浦郡	新上五島町岩瀬浦郷596-3	0959-45-3236
障害者支援施設 対馬恵風館	対馬市	豊玉町和板字和板原無番地	0920-58-0888
天草整肢園	熊本県	天草郡苓北町上津深江10	0969-35-1671
佐賀整肢学園・オークス	佐賀県	佐賀市金立町大字金立168番地1	0952-98-3770
工芸会ワークセンター	福岡県	福岡市西区大字田尻2542	092-806-7774
福岡県障害者リハビリテーションセンター	福岡県	古賀市千鳥3丁目1番1号	092-944-1041

○計画相談支援

サービス利用に関する意向や心身の状況等の聴き取りや相談を受け、サービス等利用計画案を作成します。

事業所名	所在地		電話番号
たすかるⅡ相談支援事業所	雲仙市	瑞穂町西郷己854番地1	0957-77-4294
はあと	雲仙市	愛野町乙493-6	0957-36-3850
株式会社こぴっと 居宅介護相談支援サポートセンター	雲仙市	小浜町北木指3057-14 新町3号 アパート3号室	0957-73-9500
相談支援事業所 はちまん	雲仙市	南串山町丙9679-2	0957-87-2899
相談支援事業所 星のくま	雲仙市	愛野町乙2336番地1	0957-36-7575
相談事業所 空	雲仙市	国見町多比良丁1366番1	0957-78-3866
あいりす	島原市	宮の町249-1	0957-62-2961
ライフサポート りよっと	島原市	有明町大三東甲2150番地	0957-68-1161

一般社団法人島原市医師会 居宅介護支援センター	島原市	萩原 1-1230	0957-63-5153
島原グリーンステーション	島原市	緑町 8258-1	0957-63-4808
はなえみ	島原市	萩が丘 2-5732	0957-62-7143
たすかる相談支援事業所	南島原市	有家町中須川183	0957-82-4870
ライフサポート じねん	南島原市	深江町戊3880番地1	0957-72-5393
相談支援事業 たすかる早崎	南島原市	口之津町乙2240番地1	0957-86-5567
相談支援事業所 つばき	南島原市	加津佐町甲5718番地	0957-87-2347
相談支援事業所 普賢学園	南島原市	深江町戊2825	0957-72-2297
相談支援事業所 結	南島原市	南有馬町乙1604-10	0957-60-4104
ケア・ステーション オリーブ	諫早市	小川町1259番地1	070-5403-3291
スマイルサポート	諫早市	小長井町牧272-2	0957-34-3113
指定障害者相談支援センターまごころ	諫早市	福田町23番3号	0957-24-0202
うきうきサポートセンター	諫早市	有喜町 537 番地 2	0957-28-3131
相談支援センター ソレイユ	諫早市	小船越町 680-1	0957-25-0007
相談支援センター ロバの耳	諫早市	宇都町 5-37	0957-56-9968
相談支援事業所 未来図	諫早市	松里町 438	0957-28-3557
地域生活支援センター きぼう	諫早市	本野町1549番地14	0957-25-9021
諫早市手をつなぐ相談支援事業所	諫早市	小船越町554番地7	0957-21-5500

児童通所サービス事業所

○放課後デイサービス（島原半島、諫早市）

学校に就学している障害児につき、事業の終了後又は休業日に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流促進を図ります。（就学時）

事業所名	所在地		電話番号
おばまの森	雲仙市	小浜町南本町 1215 番地	0957-75-0888
キッズステーション あいの	雲仙市	愛野町乙2339番地3	0957-36-7575
すくすく	雲仙市	瑞穂町西郷辛1484-1	0957-77-3874
ウェルカム社瑞穂	雲仙市	瑞穂町西郷己 854 番地 1	0957-77-4294
アクティビティーセンターあいの	雲仙市	愛野町乙 2336 番地 1	0957-27-5525
こばの空 療育学苑	雲仙市	千々石町戊字中組 426	0957-21-3122
デイサービス ゆうゆう	島原市	下宮町甲2463-1	0957-62-8986
デイサービスさくら	島原市	宮の町 738	0957-64-5201
光のフェアリー	島原市	萩が丘2丁目5715番1	0957-64-7065
子どもシティー「城下」	島原市	新湊二丁目丙1679番地5	0957-65-5008
児童デイサービス ACTしまばら	島原市	桜門町 2681-3	0957-63-1445
児童デイサービス スマイル	島原市	片町578-8	0957-62-3711

島原市通園施設 あいあい	島原市	下川尻町7895番地 長崎県立 島原病院内	0957-63-5144
たすかる早崎	南島原市	口之津町乙 2240-1	0957-86-5533
デイサービス たすかる	南島原市	口之津町乙 2240-1	0957-72-3514
ブライト	南島原市	深江町戊 2970 番地 2	0957-65-1800
児童デイサービス事業所 デイ雲	南島原市	加津佐町甲 5718 番地	0957-87-2284
児童デイサービス事業所 デイ雲柿の木	南島原市	有家町蒲河 2273 番地	0957-76-8833
キッズセンターさんわ	南島原市	深江町丁 2021-3	0957-72-5215
西有家ステーション	南島原市	西有家町須川 1731	0957-86-5533
キッズスペース きらり	諫早市	真崎町 1854 番地 2 田口ビル	0957-49-8833
キッズスペース こころ	諫早市	多良見町化屋 509-6 内野ビル 2F	0957-49-2424
キッズポート ケイ.コム	諫早市	貝津町 1422-6	0957-28-9950
デイサービスなかやま ふたばっこ club	諫早市	福田町 357 番地	0957-22-2644
にじいろ・kids	諫早市	幸町 24-33 山本ビル 1 階	0957-21-3775
まごころ塾	諫早市	御手水町 936-2	0957-24-8686
みさかえの園児童発達支援センター	諫早市	小長井町牧 570 番地 1	0957-34-3113
リタの心 療育学苑	諫早市	永昌東町 22 番 48 号	0957-21-3122
特定非営利活動法人 諫早なかよし村 21 このゆびとまれ	諫早市	福田町 38-41	0957-21-6050
放課後等デイサービス カラフル	諫早市	飯盛町古場 846 番地 1	090-6896-6317
放課後等デイサービス ねむの木諫早	諫早市	福田町 1051-6	0957-47-9392
放課後等デイサービス事業「障害児通 所 ひまわり」	諫早市	有喜町 537 番地 2	0957-28-3131
諫早こどもデイサービス わくわく広場	諫早市	長田町 1470	0957-20-4120
諫早ワークス	諫早市	目代町 1816-1	0957-24-6145
諫早市手をつなぐ つくしっ子	諫早市	小船越町 554 番地 2	0957-27-0121
キッズステーション アウルの森	諫早市	福田町 2-35	0957-35-6666
放課後デイサービス ヒスイ	諫早市	小船越町 680-1	0957-25-3300
デイサービストマツ	諫早市	西里町 32-3	090-5281-8778
ふわり諫早	諫早市	西里町 1691-2	0957-47-5758
キッズスペース みらい	諫早市	真崎町 1854-2 田口ビル 2 階	0957-49-8833
きっずひろば ケイ.コム	諫早市	貝津町 1422-6	0957-28-9960
シェ・サン諫早	諫早市	天満町 43 番地	0957-47-5566
サニーキッズいさはや	諫早市	城見町 20 番 20 号 2F	0957-42-3239

○児童発達支援（島原半島、諫早市）

通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。（未就学）

事業所名	所在地		電話番号
すくすく	雲仙市	瑞穂町西郷辛1484-1	0957-77-3874
こばの空 療育学苑	雲仙市	千々石町戊字中組 426	0957-21-3122
デイサービス ゆうゆう	島原市	下宮町甲2463-1	0957-62-8986
光のフェアリー	島原市	萩が丘2丁目5715番1	0957-64-7065
児童デイサービス ACTしまばら	島原市	桜門町 2681-3	0957-63-1445
児童デイサービス スマイル	島原市	片町578番地8	0957-62-3711
島原市通園施設 あいあい	島原市	下川尻町7895番地 長崎県 立島原病院内	0957-63-5144
たすかる早崎	南島原市	口之津町乙 2240-1	0957-86-5533
デイサービス たすかる	南島原市	口之津町乙2240-1	0957-72-3514
児童デイサービス事業所 デイ雲	南島原市	加津佐町甲5718番地	0957-87-2284
児童デイサービス事業所 デイ雲柿の木	南島原市	有家町蒲河 2273 番地	0957-76-8833
キッズセンターさんわ	南島原市	深江町丁 2021-3	0957-72-5215
おひさま	諫早市	小川町 1259-1	0957-22-0333
キッズスペース きらり	諫早市	真崎町 1854-2 田口ビル	0957-49-8833
キッズスペース こころ	諫早市	多良見町化屋 509-6 内野ビル 2F	0957-49-2424
キッズポート ケイ.コム	諫早市	貝津町1422-6	0957-28-9950
デイサービスなかやま ふたばっこ club	諫早市	福田町357番地	0957-22-2644
にじいろ・kids	諫早市	幸町24-33山本ビル1階	0957-21-3775
まごころ塾	諫早市	御手水町936-2	0957-24-8686
みさかえの園児童発達支援センター	諫早市	小長井町牧570番地1	0957-34-3113
リタの心 療育学苑	諫早市	永昌東町22番48号	0957-21-3122
児童発達支援デイサービス カラフル	諫早市	飯盛町古場846番地1	090-6896-6317
「障害児通所 ひまわり」	諫早市	有喜町537番地2	0957-28-3131
特定非営利活動法人 諫早なかよし村21 このゆびとまれ	諫早市	福田町38-41	0957-21-6050
諫早こどもデイサービス わくわく広場	諫早市	長田町 1470	0957-20-4120
諫早市手をつなぐ つくしっ子	諫早市	小船越町554番地2	0957-27-0121
ふわり諫早	諫早市	西里町 1691-2	0957-47-5758
キッズスペース みらい	諫早市	真崎町 1854-2 田口ビル	0957-49-8833
きっずひろば ケイ.コム	諫早市	貝津町 1422-6	0957-28-9960
サニーキッズいさはや	諫早市	城見町 20 番 20 号2F	0957-42-3239

○保育所等訪問支援（島原半島、諫早市）

保育所や学校等を利用中の障害児の集団生活のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所や学校等へ指導経験者を派遣し、安定した利用を図ります。

事業所名	所在地		電話番号
こばの空 療育学苑	雲仙市	千々石町戊字中組 426	0957-21-3122
たすかる早崎	南島原市	口之津町乙 2240-1	0957-86-5533
おひさま	諫早市	小川町 1259-1	0957-22-0333
デイサービスなかやま ふたばっこ club	諫早市	福田町357番地	0957-22-2644
まごころ塾	諫早市	御手水町936-2	0957-24-8686
みさかえの園児童発達支援センター	諫早市	小長井町牧570番地1	0957-34-3113
リタの心 療育学苑	諫早市	永昌東町22番48号	0957-21-3122
諫早子どもデイサービス わくわく広場	諫早市	長田町 1470 番地	0957-20-4120
ふわり諫早	諫早市	西里町 1691-2	0957-47-5758

○障害児計画相談支援（島原半島、諫早市）

サービス利用に関する意向や心身の状況等の聴き取りや相談を受け、サービス等利用計画案を作成します。

事業所名	所在地		電話番号
はあと	雲仙市	愛野町乙 493-6	0957-36-3850
株式会社こびっと 居宅介護相談支援サポートセンター	雲仙市	小浜町北木指 3057-14 新町3号アパート3号室	0957-73-9500
相談支援事業所 はちまん	雲仙市	南串山町丙 9679-2	0957-88-2899
相談支援事業所 星のくま	雲仙市	愛野町乙2336番地1	0957-36-7575
あいりす	島原市	宮の町249番地1	0957-62-2961
はなえみ	島原市	萩が丘2丁目 5732	0957-62-7143
ライフサポート りよっと	島原市	有明町大三東甲2150番地	0957-68-1161
一般社団法人島原市医師会 居宅介護支援センター	島原市	萩原1丁目 1230	0957-62-5153
島原グリーンステーション	島原市	緑町 8258-1	0957-63-4808
たすかる相談支援事業所	南島原市	有家町中須川 183	0957-82-4870
相談支援事業 たすかる早崎	南島原市	口之津町乙2240番地1	0957-86-5567
相談支援事業所 つばき	南島原市	加津佐町甲5718番地	0957-87-2347
相談支援事業所 普賢学園	南島原市	深江町戊 2825	0957-72-2297
相談支援事業所 結	南島原市	北有馬町乙 1604-10	0957-60-4104
ケア・ステーション オリーブ	諫早市	小川町1259番地1	070-5403-3291
スマイルサポート	諫早市	小長井町牧 272-2	0957-34-3113
指定障害者相談支援センター まごころ	諫早市	福田町 23-3	0957-24-0202

うきうきサポートセンター	諫早市	有喜町 537 番地 2	0957-28-3131
相談支援センター ロバの耳	諫早市	宇都町 5-37	0957-56-9968
相談支援事業所 未来図	諫早市	松里町 438	0957-28-3557
地域生活支援センター きぼう	諫早市	本野町 1549 番地 14	0957-25-9021
諫早市手をつなぐ相談支援事業所	諫早市	小船越町 554 番地 7	0957-21-5500

児童（障害児）福祉施設等

※申請窓口：長崎こども・女性・障害者支援センター

○福祉型障害児入所施設

知的障がいのある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えます。

名 称	所在地	電話番号
みのり園	長崎市平山町 1 2 3 1 - 3	0 9 5 - 8 9 8 - 4 0 8 8
えぼし学園	佐世保市小舟町 1 7 5 8	0 9 5 6 - 2 5 - 2 2 3 2
第四長崎慈光園あすなろ	東彼杵郡川棚町小串郷 1 9 7 4	0 9 5 6 - 8 2 - 2 0 8 0

○医療型障害児入所施設

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行います。

名 称	所在地	電話番号
諫早療育センター	諫早市有喜町 5 3 7 - 2	0 9 5 7 - 2 8 - 3 1 3 1
みさかえの園 総合発達医療福祉センター むつみの家	諫早市小長井町牧 5 7 0 番地 1	0 9 5 7 - 3 4 - 3 1 1 3
みさかえの園 あゆみの家	諫早市小長井町遠竹 2 7 2 7 - 3	0 9 5 7 - 3 4 - 3 1 1 5
(独) 国立病院機構 長崎病院	長崎市桜木町 6 - 4 1	0 9 5 - 8 2 3 - 2 2 6 1
長崎県立こども医療福祉センター	諫早市永昌東町 2 4 - 3	0 9 5 7 - 2 2 - 1 3 0 0

関 係 団 体

社会福祉協議会

名称	代表者	住所	電話番号
社会福祉協議会	会 長 境川 秀生	愛野町乙 1 7 3 6 - 6	0957-36-3766
本部事務所	事務局長 丸田 則康	愛野町乙 1 7 3 6 - 6	0957-36-3766
国見事務所	事務長 本田 なぎさ	国見町土黒甲 1 0 6 3	0957-78-0596
瑞穂事務所	事務長 大塩 恵子	瑞穂町西郷辛 6 2 1 - 7	0957-77-3670
吾妻事務所	事務長 塚田 久生	吾妻町大木場名 6 3	0957-38-3511
愛野事務所	事務長 矢崎 昭子	愛野町乙 4 9 3 - 6	0957-36-0071
千々石事務所	事務長 荒木 牧子	千々石町戊 7 6 2	0957-37-2755
小浜事務所	事務長 宮本 祐貴	小浜町北本町 1 4 - 3	0957-75-0620
南串山事務所	事務長 長濱 千歳	南串山町乙 2 - 1 5	0957-88-2143

障がい者福祉団体

名称	代表者	住所	電話番号
雲仙市身体障害者福祉協会	竹馬 徹	小浜町北本町 2 5	0957-74-2034
雲仙市手をつなぐ育成会	寺田 高德	瑞穂町伊福甲 2 1 8	0957-77-3530
小浜地域精神障害者家族会 「雲仙会」	伊藤 武夫	南島原市有家町石田 8-46 南島原市社会福祉協議会内	0957-65-2888

障がい者ボランティア団体

団体名	代表者	電話番号	主な活動
NPO法人 ふれあいステーション	立山 繁喜	0957-38-3085	声の広報等発行事業
社会福祉法人 雲仙市社会福祉協議会	境川 秀生	0957-36-3766	視覚障害者生活訓練

保健福祉の総合相談

民生委員・児童委員

困っていることや悩んでいること、わからないことがありましたら、お近くの民生委員・児童委員や障害者相談員までお気軽にご相談下さい。

○ 民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け、社会奉仕の精神をもって地域における社会福祉の増進に努めるため、地域住民の生活実態に即応したよりきめ細かな福祉活動の担い手として活動しています。なお、民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。

委員一人ひとりに担当する区或が定められており、現在136名の方が活動しています。

○ 雲仙市民生委員児童委員協議会

所在地	電話番号	FAX
雲仙市千々石町戊582 (雲仙市福祉事務所内)	0957-36-2500	0957-36-8900

身体障害者相談員・知的障害者相談員

身体障害者相談員・知的障害者相談員は、市長から委嘱を受けて、障がいのある方や家族の方のいろいろな相談業務に従事しています。秘密は守られ、関係する機関へ連絡を取ってくれます。

○ 身体障害者相談員（平成30年度）

	氏名	電話番号	担当町	担当地区
1	島田 一生	0957-78-0643	国見町	多比良地区
3	林田 鈴子	0957-78-3366	"	神代地区
4	川井 康弘	0957-77-2273	瑞穂町	全地区
5	西平 究	0957-38-2586	吾妻町	全地区
6	所 暁美	0957-36-0232	愛野町	"
7	山口 洋子	0957-37-3060	千々石町	"
8	竹馬 徹	0957-74-2034	小浜町	富津・北野・北本町・南本町地区
9	奥村 時春	0957-74-9424	"	木指・雲仙・木場・山畑・金浜・飛子地区

○知的障害者相談員（平成30年度）

	氏名	電話番号	担当町名	担当地区
1	織田 かおる	0957-78-1044	国見町	全地区
2	島田 由美子	080-1760-3557	瑞穂町	〃
3	原田 豊春	0957-38-6253	吾妻町	〃
4	天野 早苗	0957-36-2213	愛野町	〃
5	井上 由美	080-8396-6146	千々石町	〃
6	宮崎 士朗	0957-74-3813	小浜町	〃
7	山本 里美	0957-88-2527	南串山町	〃

官公庁等の相談窓口

社会福祉全般に関する相談

福祉事務所は、社会福祉全般の様々な問題について相談を受け、必要に応じて援助や施設入所などの業務を行う窓口として福祉事務所内に設置されています。

課名	班名	主な業務内容	市役所・各総合支所
福祉課	福祉班	民生委員、災害援護等	市役所総合窓口課 各総合支所地域振興課
	高齢障害班	手帳交付、福祉サービス等	
		介護保険、高齢者福祉等	
保護課	保護班	生活保護	
こども支援課	子育て支援班	保育所入所、児童手当等	
	子ども健康班	母子手帳、乳児検診等	
健康づくり課	健康推進班	健（検）診、健康相談等	

国民健康保険・国民年金に関する相談

国民健康保険や国民年金等に関する相談・問い合わせ等の窓口です。

課名	班名	業務内容	各総合支所
総合窓口課	保険年金班	国民健康保険給付、国民年金申請等	地域振興課

厚生年金に関する相談・問い合わせ

名称	所在地	電話番号	ねんきんダイヤル
諫早年金事務所	諫早市栄田町 47-39	0957- 25-1661	年金請求等 0570-05-1165 年金受給者 0570-07-1165

保健福祉全般に関する相談

公衆衛生の向上及び推進を図るため、広域的・専門的・技術的な対応が必要とされる難病対策、感染症対策等の対人保健サービス、食品衛生、環境衛生、医務・薬務等における監視及び指導等の対物保健サービスを実施する総合拠点です。

名称	所在地	電話番号
長崎県県南保健所	島原市新田町347-9	0957-62-3289

税の控除や減免に関する相談・問い合わせ

所得税・相続税・贈与税・消費税・地方消費税・事業税などの国税

名称	所在地	電話番号
島原税務署	島原市弁天町1丁目7403	0957-62-3281

自動車税・自動車取得税などの県税

県央振興局税務部	諫早市永昌東町9番26号 ニューウインドウビル2階	0957-22-0508
----------	------------------------------	--------------

市県民税・軽自動車税など

税務課国保市民税班	雲仙市役所1階 吾妻町牛口名714	0957-38-3111
-----------	----------------------	--------------

視覚・聴覚に障がいがある方の相談

情報センターは、視覚や聴覚に障がいのある方が知りたい情報や、生活に役立つ情報をいつでも手に入れることができる施設です。

名称	所在地	電話番号
視覚・聴覚障害者情報センター	長崎市橋口町10-22	視覚障がい者への情報提供 095-846-9021 聴覚障がい者への情報提供 095-847-2681

就労に関する相談

仕事を探している方に、その方の能力に適切な職業を斡旋したり、人を求めている事業所に、その必要とする労働力を充足するための職業紹介事業を行っています。

また、必要な職業指導や雇用保険の失業給付等の業務も行っています。

名称	所在地	電話番号
ハローワーク諫早	諫早市幸町4-8	電話番号 0957-21-8609 ファックス情報サービス 0957-23-5004
長崎県障害者職業センター	長崎市茂里町3-26	095-844-3431
県南障害者就業・生活支援センターぱれっと	島原市片町578番地8	0957-73-9560
長崎障害者就業・生活支援センターぱれっと	諫早市幸町2-18	0957-35-4887

こども・女性・障害者に関する相談

支援センターは、こども、女性、障がいのある方やそのご家族の支援を総合的に行うための相談窓口です。こども、女性、障害者に関する様々な問題に専門のスタッフが協力して相談におこたえします。

名称	所在地	電話番号
長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎市橋口町10-22	こどもに関する相談 095-844-6166 女性の相談 095-846-0560 身体障害関係 095-846-8905 知的障害関係 095-844-6250 精神障害関係・心の相談 095-846-5115

障がいに関する相談

「障がいのことについて、どこに相談すればいいのかわからない」、「障がい者が利用できるサービスは何かあるのか知りたい」、「障がい者のためのサービスを提供している事業所がどこにあるんだろう」

こんなとき、障がいのある方やご家族の方が気軽に相談できる場所として『障害者相談支援事業所』があります。

身体・知的や精神の障がいのことについて専任の相談員が対応します。まずは相談してみませんか。

名称	所在地、電話番号 等	相談内容
障害者相談支援事業所「はあと」 (社会福祉法人南高愛隣会)	愛野町乙493番地6 電話番号 0957-36-3850 FAX 0957-36-3851 利用時間/月~金曜日 (祝祭日を除く) 午前8時30分~午後5時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳の申請や制度利用について ・ ホームヘルプ、短期入所や自立訓練などのサービスの申請方法や利用についての情報提供 ・ 生活や介護に関する相談 ・ 専門機関の紹介 ・ 虐待防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整など
ピアサポート うんぜん	代表 草野 友一 電話 090-3419-4134 E-mail Piasapo.unzen@gmail.com	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校、引きこもりについて

関係資料

転居の際の市役所での手続き一覧

区 分	市内転居		市外への引越し		
	雲仙市役所にて (本庁、福祉事務所・各支所)		雲仙市役所にて (本庁、福祉事務所・各支所)		転居先市町村役場にて
	窓口	書類など	窓口	書類など	書類など
身体障害者手帳	市役所総合窓口課 福祉課高齢障害班 各支所地域振興課	手帳	市役所総合窓口課 福祉課高齢障害班 各支所地域振興課		手帳
療育手帳	市役所総合窓口課 福祉課高齢障害班 各支所地域振興課	手帳	市役所総合窓口課 福祉課高齢障害班 各支所地域振興課		手帳、県外は 印鑑
精神障害者保健福祉手帳	市役所総合窓口課 福祉課高齢障害班 各支所地域振興課	手帳	転出先で手続き		手帳、印鑑
福祉医療	市役所総合窓口課 福祉課高齢障害班 各支所地域振興課	受給者証	市役所総合窓口課 福祉課福祉班 各支所地域振興課	転出前までの医療費申請書、印鑑	印鑑、保険証、口座番号、雲仙市所得証明書
介護保険要介護認定	市役所総合窓口課 福祉課高齢障害班 各支所地域振興課	介護保険証	市役所総合窓口課 福祉課高齢障害班 各支所地域振興課	介護保険証	雲仙市受給資格証明書
児童扶養手当	市役所総合窓口課 子ども支援課子育て支援班 各支所地域振興課	印鑑 受給証書	市役所総合窓口課 子ども支援課子育て支援班 各支所地域振興課	県外は印鑑	印鑑、受給証書 県外は転居先の住民票
特別児童扶養手当	市役所総合窓口課 福祉課高齢障害班 各支所地域振興課	印鑑 手当証書	市役所総合窓口課 福祉課高齢障害班 各支所地域振興課	県外は印鑑	印鑑、手当証書 県外は転居先の住民票
特別障害者手当	市役所総合窓口課 福祉課高齢障害班 各支所地域振興課	印鑑	市役所総合窓口課 福祉課高齢障害班 各支所地域振興課	印鑑	印鑑、口座番号
障害児福祉手当	市役所総合窓口課 福祉課高齢障害班 各支所地域振興課	印鑑	市役所総合窓口課 福祉課高齢障害班 各支所地域振興課	印鑑	印鑑、口座番号
経過的福祉手当	市役所総合窓口課 福祉課高齢障害班 各支所地域振興課	印鑑	市役所総合窓口課 福祉課高齢障害班 各支所地域振興課	印鑑	印鑑、口座番号

障がい者福祉団体に加入されませんか

身体障害者福祉協会

雲仙市身体障害者福祉協会は、市内に在住されている障がいのある方が任意で加入している団体です。会として様々な行事等を行うことにより、会員の親睦を深め、障がい者福祉の向上に努めております。

旧町にそれぞれ支部があり、ゲートボール、グランドゴルフ、ユニカールや研修会などを行い、ボランティアフェスティバルや福祉スポーツ大会へも積極的に参加しております。

あなたも雲仙市身体障害者福祉協会に加入しませんか。詳しいことは下記へお尋ねください。

雲仙市身体障害者福祉協会
会長 竹馬 徹
電話 0957-74-2034

手をつなぐ育成会

雲仙市手をつなぐ育成会は、知的に障がいのある方とその保護者の会です。この会は、知的に障がいのある方を育成援護し、その教育の振興と福祉の向上をはかると共に、会員相互の親睦と教養を高めることを目的に活動しています。

各町にそれぞれ支部があり、知的に障がいのある子どもの保護者が共に手をつなぎ、各種研修会やゆうあいスポーツ大会、レクレーションなどを行っております。

加入についての詳しいことは、下記へお尋ねください。

雲仙市手をつなぐ育成会
会長 寺田 高德
電話 0957-77-3530

小浜地域精神障害者家族会「雲仙会」

小浜地域精神障害者家族会「雲仙会」は、同じ悩みを持つもの同士が、語り合い、励ましあい、助け合うために月1回の定例会を開催しています。

また、家族が正しい知識と接し方を身につけるための学習会や、地域社会への理解を広げる活動を行っています。

加入についての詳しいことは、下記へお尋ねください。

小浜地域精神障害者家族会「雲仙会」
会長 伊藤 武夫
電話 0957-65-2888
(事務局：南島原市社会福祉協議会内)

